

平成19年第4回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成19年12月18日(火曜日)

午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第4 選挙第7号 北見地区衛生施設組合議員の補欠選挙について
- 第5 議案第56号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第6号)について
- 第6 議案第57号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第7 議案第58号 訓子府町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第59号 町道路線の認定について
- 第9 一般質問

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育所事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	白崎隆誠君
農業委員会会長	鳥山勝見君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

開会の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、平成19年第4回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠を報告いたします。本日は、全議員の出席であります。

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が4件、そのほか議員提案の議案が1件、諮問が1件、選挙が1件、認定が6件、請願が2件、報告が2件であります。

以上です。

議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、7番、佐藤静基君、8番、山本朝英君、9番、川村進君、10番、小林一甫君を指名いたします。

会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は4日間と決定いたしました。

町長の挨拶

議長（橋本憲治君） ここで本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま議長からお許しをいただきましたので、本定例議会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第4回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員の方のご出席をいただき、あらためまして厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例議会に提案しています概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

まず、人事案件でございますけれども、人権擁護委員1名が平成20年3月31日、すなわち今年度をもちまして任期満了になりますことから、その推薦についての意見を求めるために提案させていただいております。

次、各会計の補正予算案についてであります。一般会計につきましては、総額1億5,674万6,000円の追加提案をさせていただいております。

その主な内容は、総務費では、先般入札を執行いたしました旧銀河線のレール及び枕木売払金の「鉄道跡地整備基金積立金」への積み立てと、町税等の還付に伴う「還付金及び還付加算金」などを、農林水産業費では、ジャガイモシストセンチュウ蔓延防止対策の土壌検診などの費用として「農業振興連絡協議会負担金」の追加を、「畜産農業施設財産の購入」につきましては、畜産担い手育成総合整備事業によるTMRセンターの整備費を収入と同額追加計上してございます。

教育費につきましては、「竹の子クラブ」や「みつばちクラブ」の運営費に対して補助が確定しましたのでその経費を、また、公民館講座で行う財政分析講座の報償費を計上してございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、一般被保険者医療給付費など、3,245万3,000円の追加補正を提案させていただいております。

次に、条例改正でございますけれども、今年10月に郵政民営化法の施行に伴い、郵便貯金の取り扱いが変更になりましたので、その部分の改正に伴う「訓子府町長の資産等の公開に関する条例」の改正案を提案させていただいております。

次に、東町仲通東線と東5丁目線を新たに町道として認定するため、提案させていただいております。

詳細につきましては、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

諮問第2号

議長（橋本憲治君） 日程第3、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（菊池一春君） 議案書18ページ、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご提案をさせていただきます。

人事案件でございますので、私からご説明を申し上げます。

すでに、議案書にお名前を記載しておりますが、町内旭町の白崎照子さんを人権擁護委員としてご推薦申し上げたいと存じます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の皆様のご意見いただくわけでございますけれども、現在本町においては2名の人権擁護委員が委嘱されております。その内の1人であります白崎照子さんの任期につきましては、平成20年3月31日をもって任期満了となります。引き続き、白崎照子さんを入権擁護委員として推薦いたしたくご意見をお願いするものでございます。

白崎さんにつきましては、議員の皆様にはよくご存知のことと存じますけれども、ここで簡単にご経歴をご紹介させていただきます。

白崎照子さんは、旭町にお住まいで、昭和10年10月のお生まれで現在72歳でございます。昭和58年5月から平成5年4月までの10年間、訓子府町公民館運営審議会委員、昭和59年6月から平成5年4月までの9年間は訓子府町図書館協議会委員、昭和62年5月から平成5年4月までの6年間、訓子府町農村環境改善センター運営審議会委員として務められ、いずれも副委員長としてご指導をいただいたほか、平成18年3月までの8年間は訓子府町町民憲章推進協議会委員としても務められてございます。現在は、訓子府町国民健康保険運営協議会委員、釧路更生保護観察協会北見支部訓子府分会理事としてご活躍をいただいているところでございます。

人権擁護委員としましては、平成5年2月から現在までの5期15年間、その使命を自覚し、常に人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の習得に努められ、積極的な態度を持ってその職務を遂行いただいております。

また、白崎さんは幅広く地域活動に貢献したことが認められ、平成10年には社団法人日本善行会善行表彰を受章されておるところでございます。

なお、任期につきましては、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、白崎照子さんをご推薦することにつきまして、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決いたします。

これより諮問第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

選挙第7号

議長（橋本憲治君） 日程第4、選挙第7号 北見地区衛生施設組合議員の補欠選挙を行います。

事務局長に説明させます。

議会事務局長（小野良次君） それでは、議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

選挙第7号 北見地区衛生施設組合議員の補欠選挙について。

北見地区衛生施設組合同規約第5条第3項の規定により、組合議員1人の補欠選挙を行うものです。

組合議員の補欠選挙につきましては、11月14日にご逝去されました故松浦啓博議員が、北見地区衛生施設組合議員であったことから後任の補欠選挙を行うものでありまして、11月20日付けで北見地区衛生施設組合管理者から、組合議員に欠員を生じたことから当町議会議長宛に組合議員の補欠選挙の要請があったものです。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 事務局長からの説明が終わりました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

北見地区衛生施設組合議員に、小林一甫君を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名をしました小林一甫君を北見地区衛生施設組合議員の当選人にすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した小林一甫君が北見地区衛生施設組合議員に当選されました。

（当選告知）

議長（橋本憲治君） ただいま北見地区衛生施設組合議員に当選されました小林一甫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。よろしくお願ひいたします。

10番（小林一甫君） 今の厳しい財政の中で、北見地区衛生施設組合も平成20年度で終わるような状況になっておりますけれども、精一杯努力して議員として役目を全うしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（橋本憲治君） ありがとうございます。

議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号

議長（橋本憲治君） この際、日程第5、議案第56号、日程第6、議案第57号、日程第7、議案第58号、日程第8、議案第59号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。議案第56号から順次説明願います。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第56号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）の説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように1億5,674万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ43億1,761万1,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第1表、歳入歳出予算補正の表とおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、後ほど4ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

1ページに戻りまして、第2条では、地方債の追加について、第2表、地方債補正のとおりとすることを規定してございます。

ここで、3ページの「第2表 地方債補正」の表をご覧いただきたいと思いますが、日出消防車庫前消火栓整備事業として、150万円を新たに借入れをしようとするものでございます。これにつきましては、6月定例会で補正予算のご決定をいただいたこの事業についての過疎債の充当が可能な状況になりましたことから、追加しようとするものでございます。

続きまして、4ページの歳入の事項別明細書をご覧いただきたいと思いますが、

まず、14款2項3目、農林水産業費道補助金の1節、農業費補助金では、まず、草地担い手育成支援特別対策事業補助金として12万2,000円の追加をしております。歳出の畜産業費で追加補正します畜産担い手育成総合整備事業委託料と、その附帯事務費に対応するものでありまして、補助対象事業費の確定等に基づき道補助金を補正しようとするものであります。このうち、歳出の畜産担い手育成総合整備事業委託料に対応する分としましては、工種の変更により、事業費分の補助金として23万8,000円が減額となっております。

この歳入の減額分と、6ページ右側の上から3行目にあります歳出の委託料の追加分98万2,000円を加えた122万円を、また4ページに戻りまして、4ページの中ほど19款4項1目、受託事業収入にございます草地整備等事業受託金に追加してございますので、結果として、この事業に係る歳入歳出の予算は同額となり、一般財源の持ち出しは発生しておりません。

次に、その下の農地・水・環境保全向上対策事業推進交付金30万円の追加につきましては、6月に補正計上させていただいておりました西富地域資源保全隊が実施する本事業の推進事務費として、共同活動支援分が追加交付されるものでございます。

なお、これに対応する歳出の予算補正につきましては、6ページの6款1項5目、農業基盤整備事業費の経費区分6にあります集落活動支援事業として、同額の30万円を計上しているものでございます。

次に、また戻りまして、4目の教育費道補助金の1節、社会教育費補助金にあります放課後子ども教室推進事業費補助金167万1,000円の計上につきましては、歳出の社会教育費で児童活動用備品18万円を追加補正しておりますが、これに当初予算分を含めた「竹の子クラブ」や「みつばちクラブ」の運営事業に対する補助が確定したことを受け、補助対象経費の3分の2の額を計上するものでございます。

次に、15款1項1目、財産貸付収入の1節、土地、建物貸付収入にあります土地貸付料32万8,000円の追加につきましては、北海道ちほく高原鉄道株式会社から引き継いだ「ふるさと銀河線」の用地の下半期分、10月以降分の貸付料でございます。

なお、この金額につきましては、会社が1年分を一括徴収した貸付地に対するものでございまして、道道工事により貸し付けしていなかった分等を除いた29件分でございます。

次に、2項2目、不動産売払収入の2節、構築物売払収入で、畜舎等売払収入として6,869万7,000円を追加しておりますのは、6ページの上から4行目、歳出の畜産業費で追加補正しております畜産農業施設、これは畜産担い手育成総合整備事業により、1年前倒しで実施することとしたTMRセンターの整備費に対応するものでありますが、歳出と同額をここに追加しようとするものでございます。

また、4ページに戻りまして、4目の出資金返還金で、土地開発公社出資金返還金として500万円を計上しておりますのは、6月定例会で解散のご決定をいただいた訓子府町土地開発公社の解散について、本年7月13日付けで北海道知事の認可があり、残余財産等の確定や登記等の手続きが完了しましたことから、出資金の返還を受けるものでございます。

次に、17款1項1目の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金の繰り入れを1,812万円減額しようとするものでございます。

この結果、財政調整基金の年度末保有見込額は、別紙で配付しております資料2をご覧くださいと思いますけれども、資料2のとおり、財政調整基金全体で8億4,858万円の保有見込額となる見込みでございます。

また、歳入のページに戻ります。次に、19款6項5目の雑入についてでございますが、説明欄にあります内訳を申しますと、10月10日に指名競争入札で売却したレール・枕木等の売払金の追加として8,237万8,000円を。8月の補正時に100万円を計上しておりますので、補正後の金額では8,337万8,000円ということになります。

次に、先ほど、出資金返還金で説明いたしました土地開発公社の清算金、これは主に公共用地取得事業で町から支出していた手数料等が積み重なったものでありますが、この残余財産確定に伴う清算金としまして1,272万2,000円を。

次に、1月に公民館で予定しております「財政分析講座」、後ほど歳出で説明をいたしますが、これに対する北海道市町村振興協会からの補助金、これは100%の補助になりますけれども、歳出と同額の30万円を計上しようとするものでございます。

次に、6月から7月にかけて発生した北見市断水対策の応援活動経費、これは訓子府支署の消防職員の時間外勤務手当相当額でございますが、北見市から62万8,000円が交付されることになっているものでございます。

雑入としましては、総額で9,602万8,000円を追加計上してございます。

次に、20款1項5目、消防債につきましては、第2表、地方債の補正のところの説明

したとおりでありますので、説明のほうは省略をさせていただきますが、ここで7ページをご覧くださいと思います。

7ページの表は、地方債の年度末現在高見込に関する調書でございますが、今回の補正後の平成19年度末残高は、一番右側の下から3行目にあります69億2,701万6,000円となる見込みでございます。

それでは5ページをご覧くださいと思います。5ページ、歳出の事項別明細書について説明をいたします。

まず、1款1項1目の議会費の10節、交際費につきましては、管内町村議会議員も含めご不幸が多かったことに伴いまして、予算不足が見込まれるため5万円を追加しようとするものであります。

次に、2款1項、総務管理費の1目、一般管理費の25節、積立金で鉄道跡地整備等基金積立金として8,237万8,000円を追加しておりますのは、歳入の雑入で説明しましたとおり、先に売却したレール・枕木等の売払代金を実績に基づき追加するものでございます。

また、3目の財産管理費につきましては、経費区分1の町有施設維持管理経費として、総額44万円を追加計上してございます。これにつきましては、退居後の職員住宅を修繕するための経費でございまして、ペンキなどの消耗品費として24万円、フローアークやコンパネなどの原材料費として20万円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

次に、2項2目、賦課徴収費にまいりまして、23節、償還金、利子及び割引料で、還付金及び還付加算金として63万5,000円を追加しておりますのは、過年度分所得の確定等により、町道民税や法人税等に還付金及び還付加算金が生じておりますので、現時点における実績額を基に、不足分を追加しようとするものでございます。このうち、還付先の内訳としましては、法人が5件で約39万1,000円、個人が9件で74万4,000円、合わせて14件、113万5,000円となっております、当初予算50万円を差し引いた額を補正しようとするものでございます。

次に、6項1目、監査委員費の1節、報酬で5万7,000円を追加しておりますのは、7月17日付けで新しい監査委員が選任されたことに伴い、7月分報酬について新旧2人分の支給がなされることから、不足する1月分を追加しようとするものでございます。

次に、4款1項1目、保健衛生総務費において、経費区分11、後期高齢者医療事務費として、総額49万7,000円を計上しておりますが、まず、11節、需用費では後期高齢者医療制度を分かりやすく解説したリーフレットを購入するための消耗品費として18万9,000円を。

また、12節、役務費では後期高齢者被保険者証の郵送費として、通信運搬費30万8,000円を新たに計上するものでございます。

次に、6款1項3目、農業振興費の経費区分3、農業振興事業で19節、負担金補助及び交付金に農業振興連絡協議会負担金として53万円を追加しておりますのは、本年7月に本町で確認されました「ジャガイモシストセンチュウ」の蔓延防止対策、これは町内全圃場の土壌検診や発生圃場の隔離対策になりますが、この費用106万円の2分の1を町が負担するため、追加しようとするものでございます。

次に、4目、畜産業費の経費区分2、畜産振興事業につきましては、畜産担い手育成総

合整備事業に係るものであり、13節、委託料と17節、公有財産購入費につきましては、歳入歳出同額の計上となっております。

事業内容につきましては、歳入で説明しましたので省略をさせていただきますが、詳細につきましては、別に配付しております資料1のとおりでございますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

次の5目、農業基盤整備事業費につきましては、歳入の農林水産事業費補助金のところで説明したとおりでありますので、これについても説明は省略させていただきますが、集落営農活動支援事業の推進事務費として、歳入と同額の30万円を計上するものでございます。

次に、8款6項1目、住宅管理費にまいりまして、経費区分1、町営住宅維持管理事業として、総額90万円を追加してございます。町営住宅の長期入居者の退居等に伴い、修繕費用が増加し、予算不足となりますことから補正するものであり、ペンキ等の消耗品費として50万円、それと修繕用原材料として30万円を追加するほか、単身者住宅のボイラー2台の修繕が発生したことなどから、予算不足が見込まれる修繕料10万円を追加しようとするものでございます。

次に、10款5項1目、社会教育総務費にまいりまして、経費区分3、青少年教育推進事業で、18節、備品購入費、児童活動用備品として、18万円を計上しておりますのは、子ども放課後・週末活動支援事業として実施しております「竹の子クラブ」や「みつばちクラブ」で使用する各種レクリエーションの用具を購入しようとするものでございます。

なお、これについては、歳入の教育費道補助金でも説明しましたが、3分の2の補助を受け購入しようとするものでございます。

また、経費区分4の成人教育推進事業にあります8節、報償費の講師謝礼30万円の追加につきましては、公民館講座で行う財政分析講座、予定としましては1月16日から19日までの4日間にわたり開設することになってございますが、その講師に対する謝礼を計上してございます。

なお、これにつきましては、歳入の雑入のところでも説明しましたとおり、全額を北海道市町村振興協会の補助を受けて行うものでございます。

以上、総額1億5,674万6,000円を追加する補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 議案書の8ページをお開きください。

議案第57号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案説明させていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ3,245万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,044万3,000円とするものであります。

次に、9ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、その内容につきましては、10ページ以下の事項別明細書によって説明させていただきます。

はじめに、10ページの歳入について説明させていただきます。

第2款の国庫支出金であります。現年度分療養給付費等負担金につきましては、歳出

の一般被保険者分の療養給付費の追加補正に伴い、1,013万3,000円を追加補正するものであります。

次に、第4款の道支出金であります。普通調整交付金につきましても、歳出の一般被保険者分の療養給付費の追加補正に伴い、178万9,000円を追加補正するものであります。

次に、第7款の繰入金であります。財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正に伴います歳入歳出予算の調整に充てるため、基金からの繰入金を2,053万1,000円追加し、7,229万9,000円とするものです。

これによりまして、平成19年度末基金の保有見込額は、3,820万9,000円となる見込みです。

次に、歳出について説明させていただきます。11ページをお開きください。

第1款の総務費の第1項1目、一般管理費の需用費、役務費につきましては、来年度からの制度改正による被保険者証の更新対応のため、印刷製本費や通信運搬費等を453,000円追加計上するものであります。

次に、第2款の保険給付費の第1項1目、一般被保険者療養給付費につきましては、今年度の半年分の医療費実績額から推計いたしまして、予算不足が見込まれるため、3,200万円を追加計上するものであります。

以上、平成19年度国民健康保険事業特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきますましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 議案第58号でございます。ページといたしましては、12ページになりますのでお開き願いたいと思います。

議案第58号 訓子府町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

訓子府町長の資産等の公開に関する条例（平成7年条例第15条）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下につきましては、隣の13ページのほうの上から4行目を見ていただきたいのですが、ここの部分のさらにわかりやすい部分の表としましては、14ページをお開き願いたいと思います。14ページで新旧の対照表がございますけれども、右側が改正前、左側が改正案ということがございますので、改正前の方のまず第2条の第1項の第4号、（4）と書いてあるところでございますけれども、その下のアンダーラインの引いてある部分、「貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」、「貯金及び郵便貯金の額」とちょっとわかりにくい言葉ですが、この部分を左側の改正案でいきますと、「及び貯金（普通貯金を除く。）」、「及び貯金の額」ということに変更するものでございます。

そして、改正前の第6号でございますけれども、有価証券の中のカッコの部分で「証券取引法」、ここで申し訳ないのですが、アンダーラインを引いていただきたいと思いますが、この言葉を左側の改正案でいきますと、「金融商品取引法」という言葉にこの条例では改正するものでございますけれども、これにつきましては今年の10月1日、皆さんご存知のように郵政民営化により、郵便貯金は株式会社ゆうちょ銀行の取り扱いになりまし

たので、従来から一般の銀行と郵便局の郵便貯金関係は、それぞれ別の法律で今まで動いておりましたけれども、今回の民営化の移行に伴いまして、郵便貯金などの貯金類というのは金融商品と言いますけれども、金融商品も一般の銀行と同じ扱いになったということで、うちの条例についても変わったということでございます。

なお、先ほど第6号のほうで言いましたけれども、証券取引法につきましては、名前が金融商品取引法に変わったということでございますのでご理解願いたいと思います。

なお、この附則の部分でございますけれども、この施行月日といたしましては、この条例は、公布の日から施行するというところでございます。

次に、経過措置でございますけれども、ここには長々と同じような言葉が書いておりますけれども、従前までの郵便貯金は、銀行法で言う預金という言葉に含めるということの言葉の意味でございます。そういうふうにご理解願いたいと思います。

以上、この条例の説明をいたしますけれども、ご審議の上、決定されますようよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案第59号について説明いたしますので、議案書15ページをお開きください。

議案第59号 町道路線の認定について、提案内容の説明をさせていただきます。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のように町道路線を認定しようとするものであります。

記以下であります。次の16ページの位置図を併せてご覧いただきたいと思います。

路線番号の195は、路線名を新たに東町仲通東線と定めるものであります。

起点は、鉄南西23号線付きの東町374番地地先、終点は東4丁目線付きの東町364番地地先でございます。

重要な経過地は東町で、路線延長は181.16mであります。

次の196は、路線名を新たに東5丁目線と定めるものであります。

起点は、南1条線付きの東町352番地地先、終点は新たに定める東町仲通東線付きの東町363番地地先であります。重要な経過地は東町で、路線延長は51.32mであります。

これは町が道路改良工事予定の路線であることから、新たに町道認定しようとするものであります。

以上、議案第59号について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（橋本憲治君） 以上で、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

ここで時間は早いのですけれども、一般質問に入るのは午後からということになっておりますので、ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午後 1時00分

一般質問

議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

日程第9、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 一般質問通告書に従いまして、大きく2点質問いたします。

1点目といたしまして、今後の福祉政策をどのように進めていくのか伺います。

菊池町政になりまして、8ヵ月経ちました。

誰もが安心して生活できるよう、町民の暮らしを守るという観点から、これからの福祉政策を来年度以降どのように進めていくのか、町長の基本的な考え方をお伺いいたします。

細かく項目を分けますと、妊婦健診の公費負担の考え方といたしまして、安心して子どもを産むためには、妊婦健診を13回から14回受けることが望ましいとされていますが、健康保険の適用外でありまして、1回4,000円ほどかかります。

厚生労働省では、安全な出産のためには最低限度5回程度の検診は必要だとして、各自治体に公費負担を求めています。訓子府町はどうですか。

2点目といたしまして、町長は6月議会の町政執行方針の中で、平成20年度までに子育て支援センターを開設したいとの意向でしたが、今どのような内容でどのように進んでいますか。

3点目としまして、福祉灯油制度の導入について伺います。

灯油価格が高騰し、昨年より今時期よりリッター当たり25円近く値上がりしています。給油所に聞きますと、例年より使用量が減っており、1万円分だけ入れてくださいとか、年金が入ってからなどと、かなり切り詰めている様子もあるようです。

道は、「福祉灯油」制度を導入する市町村に半額助成するとの方針を打ち出し、国もまた補助を決めました。訓子府でも導入を決めたようですが、どのような内容ですか。

4点目といたしまして、来年度からはじまる後期高齢者医療制度は、複雑で大変わかりにくく、今まで健保組合などの被扶養者だった人も保険料を納めなければならなくなった。夫婦でも年齢によっては、国民健康保険制度と後期高齢者医療制度に別々に加入しなければならないケースも考えられます。

また、保険料の納め方も年金の額によって異なり、混乱が生じる恐れがありますが、どのように進めていきますか。

以上、1点目として、福祉に関する政策について伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今後の福祉行政をどのように進めていくのかということで、4点のお尋ねをいただきました。

まず、1点目の「妊婦健診の公費負担の考え方」でございます。議員もおっしゃって

りますように、平成19年1月に厚生労働大臣から「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方」ということで通知が出てございます。この中で「妊婦が受けるべき健康診査の回数については、13回から14回が望ましいというふうに言われておりますし、財政状況を勘案しますと5回程度の公費負担を実施することが原則であると考えられる」という通知がまいっております。本町においても、妊婦健診の公費負担を平成20年度、すなわち来年度から従来の2回から5回にする方向で検討を指示しているところでございます。

次に、2点目の「子育て支援センターの設置」に関するお尋ねですが、地域の子育て支援の拠点となる子育て支援センターを平成20年度設置に向けて、福祉保健課を中心に検討を進めてまいったところでございます。職員体制、それから設置場所、これらのことについても、かなりいろいろな問題があるという町の保育行政全般も含めた検討をしていかなければならないということ。

さらには、従来の言っている国や北海道で言っている子育て支援の考え方から一步、発達障害等も含めた本町にふさわしい子育て支援センターが必要なのではないのかという議論を今続けているところでございますので、さらに関係の教育委員会はもちろんでございますけれども、幼稚園、保育所等の機関の責任者等も一緒に参加しながら、今後も検討をさらに具体的に詰めて、当初平成20年度開設を目指すということで、私は答弁しておりましたけれども、平成20年度の早い次期、遅くても平成21年度当初からわが町にふさわしい子育て支援センターの開設に日々努力をしているところでございますので、ご理解をいただきたい。

とりわけ、先進地としては、清里町、斜里町等がございまして、福祉保健課で視察にまいっておるところでございますけれども、重ねて関係する行政機関、そして、教育委員会のみならず幼稚園、保育所も含めた視察等を通じて、より具体的なものを進めていきたいという考えでございます。

次に、3点目の「福祉灯油制度の導入」についてでございます。灯油価格の高騰によりまして、全道的に低所得者に対する灯油の購入代を支援する動きが広まってきております。従来は、新聞でもご存知のとおり、北見市、斜里町、小清水町という1市2町がこの福祉灯油制度を持ってございましたけれども、本町におきまして、高齢者や障がいのある方、ひとり親家庭に灯油購入代の一部を助成するために、今定例議会に追加補正予算ということで、提案させていただく考えであります。

具体的には、1件当たり助成額を9,000円とし、対象世帯は約450件になると見込まれることから、事業費は約400万円と見込んでおります。

次に、4点目の「後期高齢者医療制度の対応は」とのお尋ねでございますけれども、議員が心配されるように、制度が複雑でわかりにくく、混乱が生じることも考えられます。

こうしたことから、広報誌による制度周知などと合わせて、各町内会、実践会、老人クラブなどの集まりを利用して、職員が出向いて少しでもわかりやすい説明をさせていただくほかに、窓口での個別の相談にも応じていきたいと考えております。中には、お正月休みにもぜひという声もありますので、可能な限りこうした期待にも応えていこうと、職員たちは今具体的な検討に、あるいは日程調整に入っているところでございます。

この数年、介護保険や障がい者などの各種福祉制度がめまぐるしく変化しており、この度の医療制度改正も、非常に複雑になってきていることから、住民の皆様が戸惑うことの

ないように対応してまいりたいと考えてございますし、重ねていろいろな機関を通じて、こうした制度の改正が非常に日程が少ないと。限られた日程の中で、住民広報活動をしていかなければならない現実を厚生労働省をはじめとして、北海道にも私の立場から再三要請しているところでございます。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 今、個別に詳しく説明がありましたが、妊婦健診につきましては、町でも来年度以降考えているということなのでよろしくお願い致します。

子育て支援センターについてですが、これをどういうふうに位置付けするかということが大きな考え方だと思います。働く親をどのように支え、子育ての不安を持っている方をどのように支えるか、今大きな問題だと思います。

それと、今子どもの安全が脅かされる事件が多数あります。心を痛めるような事件があって、訓子府で起こらなければいいなとそう願っておりますが、子育て支援センターを急がないで、これからいろいろな情報を得ながら、いろいろな人たちの話を聞きながらということですが、具体的に今親が何を望んでいるのか、今訓子府の子育て支援に何が必要なのか、その辺をきっちり把握して行っていただきたいと思います。

それと、年々出生率が下がって、出生数が下がって、保育園、幼稚園も児童数が生徒数が減っています。それで以前、幼稚園の老朽化でという話も出ていましたが、子育て支援センターは建物だけでなく、子どもの発達をどのように支えるのか、それから親をどのように支えるのかという大きな目で見まして、いろいろな機能を持たせるということで考えていただきたいと思います。

福祉灯油につきましては、導入を決めて具体的な金額も出てきておりますが、これはもう一度申請の方法です。

それと、1戸当たり9,000円ということですが、高齢者だとか非課税世帯だとか、いろんなことがあると思いますが、もう一度詳しく。これは、周知の仕方は広報か何かですか。それとも、「個別に対象になりますから」と通知があるのでしょうか。

4点目の後期高齢者医療制度につきましては、知れば知るほど難しいことがあります。ただ、納付書が来て「これは何だろう」ということがないように、またいろんなことが考えられますので、個別にきちんと説明をして、また理解をしていただくような努力も必要かと思しますので、それについてよろしくお願い致します。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま何点かお尋ねをいただきました。

まず、1点目の子育て支援センターの件でございますけれども、議員が言われるように、子育て支援センターとしての機能が十分に発揮できるような、そういうようなセンターにしていきたいということで検討をこれからしていきたいというふうに思います。

それから福祉灯油の件でございますけれども、まず申請の方法、この対象にするのが前提となる方が非課税世帯に属する方ということをもまず前提にしてございますので、まず個別に申請をしていただかなければ、私のほうでその方が非課税なのかどうかという判断が、ご本人の同意がない限り調査をするわけにはいかないということもございまして、該当するというふうに考えられる方には申請をしていただきたいというふうに思います。

それで具体的に該当する方でございますけれども、まず先ほど言いましたように、非課税であるということが大前提でございます、まず、高齢者につきましては70歳以上の単身高齢者、それからいずれかが70歳以上の高齢夫婦世帯、それから今言いました70歳以上の方と18歳未満の児童が同居する世帯。

それから、障がい者でございますけれども、まず、身体障害者手帳1級、または2級を所持する者、それから障害年金受給者、それから療育手帳受給者、それから特別児童扶養手当受給者、それからひとり親家庭でございますけれども、児童扶養手当の受給者、これは所得によっては全部停止の方もいらっしゃいますので、その全部停止者につきましては覗かせていただきたいというふうに思っております。

それから、あと生活保護世帯。この生活保護世帯につきましては、道の補助要項からいけば、本来該当しないものでありますけれども、本町におきましては、拡大をしまして対象者にしていきたいというふうに考えてございます。

今、申し上げました方のほかに、この要件にきちり当てはまらない。ただ、どう考えてもこういう方については、今申し上げました方々よりも非常に厳しい環境にあるという、そういうふうに認められる方につきましても、多少拡大して該当をさせていきたいというふうな幅を持たせた形で進めてまいりたいというふうに思います。

それから、周知方法でございますけれども、まず広報誌はもちろんでございますけれども、あと町内会とか実践会長とか民生委員の方々にも、これご決定をいただければすぐにでも年内にそれぞれ通知をいたしまして、対象地区内の方に周知と言うか、呼びかけをしていただくというふうなことも現在ちょっと考えております。

それから、後期高齢者の個別に説明をして理解をいただく方法というお話でございましたけれども、実際、後期高齢の医療制度に該当する方につきましては、いろいろなケースが考えられまして、非常に複雑になってございまして、先ほど町長から答弁いたしましたように、いろいろな集まりの中で職員が出向いて説明させていただいているわけなのですが、個別によってそのケースによっていろいろなケースが考えられますので、ご自分でその説明会の中で聞かれてもご自分で不安に感じる方がいらっしゃれば、できれば役場の窓口に起こしをいただいて、個別にお話を伺いたいなというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 前段で、町長に来年度以降、福祉施策をどのように進めていくのかと大きくお伺いしました。そのことにつきまして、まず、今訓子府の福祉行政の中で何が問題なのか、何か欠けているのか、それを町長はどのようにお考えなのか。

また、それを個別なくて大きくどの分野について今何が課題なのか、どういうふうにお考えになっているか伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） その前に個別のというよりも、質問の4つの質問に対して佐藤課長が今説明をさせていただきましたけれども、関連してちょっと付け加えさせていただきます。

1つは、子育て支援センターですけれども、議員のおっしゃるように、できるだけ町民の要望に応える、そういう子育て支援センターを目指したい。とりわけ、子育て支援につ

いては、一般的にはうちの町で言いますと0歳から2歳児の未就園児の親子の保育園に行っている子どもたちを除く親同士のふれあい、親子と一緒に遊びを通じたふれあい、育児不安や悩みを子育てについての相談に対応するというのは、これは一般的な子育て支援センターの考え方であります。しかし、私はそのほかにあらゆるハンデを抱えた子どもたちが、今北見の施設で発達訓練を受けたりしておりますけども、それらの0歳から5歳児の未就学のハンデを持った子どもたちの遊びや障がいの相談も含めたものをこの町で開設していきたい。

さらには、一時預かりサービスも、福祉保健課を中心にボランティアの皆さん等で今実施しておりますけども、それらの3つの要素を兼ね備えた、ほかの町ではこの発達支援のことまでには入っていないようでございますけれども、いずれにしても、地域で子育てを行っている親たち、あるいは子どもたちが健やかな成長と育児に専念できる。あるいは、関わっていけるような支援センターに何とかしていきたいということで、今検討をしております。その点で申しますと、議員がおっしゃるように、十分に皆さんの意見を聞いて、町民の期待するものに何とか応えていきたいというのが子育て支援センターの今の状況でございます。

それから、福祉灯油のことでございますけれども、金額的には9,000円でございます。これは補正追加議案の中で議論をさせていただきますけども、しかも現金というふうに考えております。振り込みで。これは内部的にも議論がございました。「薪ストーブ焚いているのはどうするんだ」という話もあります。これらを含めて、やっぱり現金がいいのではないのかという提案をさせていただいています。

それから、もう1つ。私は、今日の新聞を見ても、隣の井上町長のところの置戸町、それから津別町、網走市、さらには従来からあります小清水町、北見市等々の見えても、今回の提案につきましては、非常に幅広く対象者を広げて提案させていただいています。ぜひ、この辺も1つの施策を決定するにあたって、町長の考え方はもちろんでございますけれども、関係課の職員が知恵と私たちの町の姿勢として提案をさせていただいていることでございますので、一般質問ではなく、明日、明後日になるかわかりませんが、他の議員たちにもご理解をぜひ賜りたいと考えているところでございます。

冒頭に、河端議員から福祉の課題は一体何なのかと。私は今8ヵ月経ってみて、現状の福祉施策を維持することも極めて大変だということに直面しているものでございます。それは、この「まちづくり懇談会」をやっている、わが町の財政状況を見ても非常に厳しい。しかし、冒頭の6月の議会で申し上げましたように、地方自治の本旨は住民の福祉をいかに守り、そして、支えていくかというのは、行政の究極の私は柱だというふうに考えておりますので、その点で言いますと現状の福祉の施策を可能な限り維持していきたい。この姿勢をできる限り貫きたいというのが考え方でございます。しかし、まだ住民の参加と協力、ボランティア活動をはじめとする参加と協力、それから今当面する課題で言いますと、足の確保や交通手段の確保等々の面的な施策が本当に求められております。これは、この3日間の「まちづくり懇談会」にもお話をさせていただきましたように、町民の発案、行政に対する参加のルールづくりと仕組みの中で、より面的な施策を具体的に、すなわちすべての人が住んでいて良かった。そして、住み続けられる町を目指して町民全体でつくり上げていくものが基本的な福祉施策だというふうに理解しておりますので、これ

もまたお力添えをお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 厳しい現状の中で、町長の福祉に関するお考えがよくわかりました。

頑張る地方応援プログラムで、よその町の様子を見ましたら、やはり子育て支援と高齢者対策に充てているところも多かったものですから、今どのように問題を持っているのかお伺いしました。

よその町で、子育て支援と高齢者の支援ということで、今町長おっしゃいましたような足の確保、それから地域バス、いろんなことにもそのプログラムを利用できるということも見ましたので、そういうことにつきまして、これからそれを利用するとか、そういうことはできないのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、頑張る地方応援プログラムの活用についてということでお尋ねいただきました。

これは特別交付税の中で、一定程度、金額で言いますと3,000万円の事業費をもとに、それぞれの自治体でこの一定のプログラムを立てて、いろんな事業に充てていくということで、それがもし認定されれば特別交付税で3,000万円が交付されるというものでございます。

実態としては、これは確か9月か、先の一般質問の中でどなたかにお答えしたことなのですが、特別交付税ですから当然全体枠がございます。本町については、農業の担い手関係のプログラムを立てて、12月の特別交付税で3,000万円をすでにいただいたところでございます。この事業については、確かに特別交付税の中で3,000万円というふうな事業費確保されているのですが、総体が増えるわけでないのです。ですから、必ずしも子育て支援ですとか、こういったものだけを特別交付税に持ち上げていっても、別段その財政的な効果が出てこない。そして、基本的にはこうした福祉関係の必要なものについては、仮に財源があったにしてもなかったにしても、取り組まなければならない事項だというふうに理解をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 先ほど町長の答えの中で、これから住民参加、ボランティアの活用ということが出ておりましたが、今ボランティアセンターが廃止されて、ボランティアをしたい人、それから求める人、使いたい人、それをコーディネートするようなどころがありません。これからますます住民参加ということでいきますと、自分たちは何ができるのか、それとこういう介護保険の狭間だとか、いろんな方がいらっしゃると思いますので、そういう利用者として、それからボランティア意識を高めるといっても含めまして、ボランティアセンターをつくって運営するとか、そういうことについて、これは協働のまちづくりということにも関わってくると思いますが、その点お伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 先ほどの質問の中で応援プログラムを、そういう政府資金を利用したことができないかと。これについては、企画財政課長も答弁したとおりでございます。

ただ、非常に気を付けなければならないと私自身は思っているのですが、例えば新

聞報道で、福祉灯油については事業費の2分の1助成するということが出ています。これはよくよく見たら、400万円の事業費で200万円道費で出るのだなと。国も金を出すとやっているという新聞に出ます。実態は違うのであります。限度額100万円の2分の1なのです。そうすると、今日もあちこちの町でも出ていますけども、私どもの町が400万円お金をかけて何とか福祉灯油でと言っても、道の補助金で出るのは50万円。2分の1でもちょっと違う。

しかも、特別交付税に算定しますというのは、福祉灯油分何百万円が算定されたというのはわかりません。その点で言いますと、私たちは応援プログラムを積極的に活用しながらも、知恵を使いながら一般財源の投入も含めて町民生活の福祉のためにどうやったり少しでもと貫けるかどうかということの職員の努力も係わってきますし、ご理解もまたしていただかなければならない。

だから、これまた来年の予算でも住宅政策についても、これは銀河線のことであつて出るとは思いますけども、提案をあらためて、高齢者住宅の提案をさせていただこうと。しかし、今ある住宅の老朽化して40年以上経っていますから、これらの公営住宅を何とか若者夫婦が入れるように、高齢者のバリアフリーも含めたこういったものに対応していくための知恵もまた職員たちは努力しておりますし、新年度予算であらためて国の補助も入れながら、今あるものを有効に使うということを含めたそういう衣食住を含めた高齢者施策と言いましょか、福祉政策をこれから点や面も含めて提案していかなければならない時期が来ているということでございます。

ボランティアについても、その点で言いますと、今の限られた人員の中で、医療制度や福祉制度の度重なる変更と様々な状況の中で、例えば健診の変化、そして、様々な健診を国民健康保険の健診率も今35%の健診を65%に上げるために、町民健診のありようもガラリと変わろうとしております。その事務も含めていくと、非常に一気に私のマニフェストで挙げた政策を1年間でやることは非常に難しい。4年間の中で、何とか今地域の力もお借りしたボランティアのコーディネート的な役割、あるいは健康推進委員たちが今各町内会、実践会にもおられますけども、それらの力も活用したそういうきめ細かな住民との協働の福祉施策の具現化に向けて、私は職員共々努力をしていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 2点目の質問をいたします。

銀河線跡地利用をどのように進めていくのかという点で、銀河線跡地のレール・枕木が撤去されまして、踏み切りの段差も解消されつつあります。相内線と南12線の交差点は今までも交通事故が多かったところですが、段差が解消されて見通しが良くなった分、スピードの出し過ぎなどによる事故も心配されております。交通安全対策をどのように進めていきますか。

また、沿線の住民に、隣接地の買い取り希望などの意向調査がされているようですが、具体的な条件提示が不足しておりまして、回答できない人が多いと思います。今後、どのように進めていきますか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 銀河線の跡地利用をどのように進めていくかというご質問をいた

いただきました。

まず、前段で質問のございました「町道相内線と南12線交差点の交通安全対策」についてでございます。この交差点につきましては、ご存知のとおり、南北に走る相内線の見通しが悪いと、軽度の事故が発生していることが状況でございますし、それらの状況を受けて、南12線側には1灯式信号機の設置とゼブララインを敷設しているほかに、相内線側には注意看板を2枚設置してございます。

さらに、今回の踏切部分の傾斜改修工事によりまして、通行速度の上昇が懸念されますから、現在3灯式の信号機設置と相内線の速度規制を、警察をはじめとする関係機関に要請しているところでございます。

いずれにしましても、スピードダウンにつきましては、最終的には運転者のマナーに委ねるところが大変多いことでございますので、非常に難しい問題ではございますけれども、今後ともスピードダウンなど、交通安全の啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、この点についてはご理解をお願いいたします。

次に、「ふるさと銀河線用地の買い取り意向調査」についてでございますけれども、具体的な条件提示が不足しているのご指摘と、今後の予定についてお尋ねをいただきました。

ふるさと銀河線用地の売却先につきましては、隣接地の所有者を想定しておりますが、今回、実施しました意向調査につきましては、跡地利用の一定の方向を決めるために行ったものでありますので、価格はともかくとして購入する意思があるかどうかという基本部分についての把握を目的にして実施をさせていただきました。

隣接者の中には、ただでもいらないという人もおります。ほかの人が買うならほしいという人もおります。値段があえば買ってほしいという人、さらには盛土を撤去してくれるならば購入してほしいという人など、態様は様々でございます。具体的な売却条件等につきましては、協議会でも説明させていただきましたけれども、地区単位での説明会を開催する中で示してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、今後の予定につきましては、次年度、平成20年度の秋を目途に、電柱や通信ケーブルの撤去を行います。その後、用地測量等を行う必要がありますので、実際に売却できますのは、分筆測量を含めた平成21年度になる予定でございます。

また、12月6日に開催した「ふるさと銀河線跡地利用等検討協議会」におきまして、訓子府駅構内のホーム隣接部分から町道相内線までの区間を除き、売却すべきだという意見集約をいただきました。町としましては、この協議会の位置を尊重し、地区ごとの説明会を今後行うなどしながら所要の事務を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 私も跡地利用検討協議会のメンバーですので、いろんな過程はお伺いしております。

ただ、沿線の方たちも、今具体的なことがわからないので返事のしようがないという声もありますので、今お話の中でも徐々に条件を整備してお知らせしてということ考えていらっしゃるようなので、具体的に判断できるような材料を随時お示しをしていただければと思います。今、具体的に分筆測量などにつきましてお話がありましたが、大口の例えばJAだとか、大口のところがあります。そういうところでしたら、かなり大きな面積も路

床があってもいいとか、そういうこともあると思いますので、一般個人の方でしたら路床まではいらぬという方もきっと多いと思いますので、モザイク型にならない程度にいろんな意向を聞いて調整してやっていただければと思います。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま具体的な内容が決まり次第、随時地域のほうに情報発信すべきでないかというお尋ねをいただきました。

現状での売却ということの基本に今協議会の意思決定を受けて、これからそういう方向に進めていこうかなというふうには思っているのですが、基本的には今お話ありましたように、例えば号線の区間なら、その区間すべてが売却できるという条件が整わないと基本的には売却できないのかなと思います。議員おっしゃいましたように、モザイク状に町有地が残ってしまうということになりますと、袋地で残った土地はどうにも後始末できませんので、そうしたことは避けたいというふう考えております。

それで、また大口のJAとの関係とか、いろいろお話がありました。具体的には、価格がいくらになるかということが大きなポイントになるかと思っておりますけれども、町としましては、これは町民の財産でございますので、一定程度、町民の方に売る際の価格の値段が極端に安いと町民に損失を与えることになりまして、逆に高くしますと、今度は買い手がつかないというような状況もございます。今度それら接点を見極めながら、一定程度、皆さん方に納得いただけるような価格設定ですとか、あるいは、地域ごとにすべてが売却できるように調整していただくような場を設けてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） いずれにしても、今まで鉄道で南北分断されていたということもありまして、新しいまちづくりのあり方に係わると思っておりますので、しっかりいいものができるように住民の声を吸収しながら進めていただきたいと思います。

それと、先ほど交通安全のところで言いましたら、本当に今まで重大事故が起こってから対策ということがありますので、早急に交通安全対策が進みますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 今、河端議員のおっしゃるとおりでございまして、実は町内には市街地区の前後、例えば日出地区の道道部分もそうですけれども、市街地区に近い境界から離れるというような部分のときには、どうしてもこのスピードが上がる。まして、南12線の部分につきましては、置戸方面から北見方面に抜けるときのバイパス的な役割と言いませんけども、という使用の方も多いものですから、たまたま全部が町内の方でなくて意外と町外の方が通るといふ部分があるし、大型トラックが通るといふものもございますので、まして学校の通学路にもなっているとかありまして、なかなかその難しい部分はありますけども、遠藤商店の前もそうですけれども、元の診療所の部分というその今回の質問にありました部分につきましても、一応交通安全指導員の方が朝通学時間帯に立ったりして指導はしているのですけれども、そのときには若干スピード落ちるのですけれども、それ以外についてはどうしても運転者のマナーに頼らざるを得ないというような部分がありますけども、町内全般的にそういうところは多々ありますので、引き続き交通安全運動

とか、そういうものを継続しながら注意と言いますが、そういう喚起していきたいなとは思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 南北分断の意見も含めて、議員、協議会にご出席でございますからほとんどのことわかっておられるというふうに考えますけれども、全体で銀河線の南北の地権者の件数で行きますと269件ございます。そのうち、この度先ほど私が答弁申し上げましたように、意向調査で回答していただいた方が209件で77.7%でございます。そのうち、希望ありと、「買ってもいいよ」と言ってくれた方が148件で55%であります。希望なしと、それから未提出含めていくと約45%ございますから答弁で申し上げましたように、さらに個別にあたりながら、あるいは「買ってもいいけども値段次第だよ」とか、いろんな不安を持っている方がいることも事実ですからよりきめ細かに、説明会をしながら対応をしていきたいと。もちろん場所によっては、法人等の企業にも買っていただくということも当然いて、できるだけご指摘のような網の目になったり、まだらになったりするようなことのないように心がけてまいります。

南北のことにつきましても、協議会でも意見がございました。訓子府高等学校の通学の道路として使用しております。現在の駅舎の西側からトイレのほうに向かう道路はそのまま残してほしい。それから、鉄北集会所に入っていく道路の南北につないでほしいと。大町町内会の会長からも出ましたけれども、小澤商事と言いましょか、橋本商店、神社のほうから真っ直ぐ行く道路はどうだという意見も、これもさうとう議論をさせていただいて、今の農協や使っている状況からするとなかなか難しいのではないかと。最終的には、今言いました鉄北に入っていく道路を少し曲がってもそのほうが現実的ではないのかということで、西側については多数のご意見をいただいたところでございます。

さらに、真ん中の現在あるホーム、駅舎等も含めて、これらにつきましては、今後とも人が集まったり交流する場所として、ぜひ図式化なり具体的にしてほしいと。

さらには、営農センターと銀河公園がある側になりますけども、メゾン銀河等のところも含めた1万144㎡につきましては、将来的には公用地として高齢者住宅等の民間参入等も含めた現実的な行政課題をどう解決するかということの対応としてこの敷地を有効に活用していきたいというのが、あらためて私どもがこれから具体的な提案をする中身だというふうに理解しておりますので、この点についてもご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 以上で、質問を終わります。

議長（橋本憲治君） ここで午後2時まで、8分間ぐらいしかありませんけれども、休憩をいたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時00分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、一般質問を継続いたします。

次は2番、西山由美子君の発言を許します。

2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 一般質問をはじめます。通告書に従いまして、2点の質問をいたします。

まず、町長に対して質問をいたします。

訓子府町が目指す「協働のまちづくり」とは何か。

わが町においても、過疎化、少子高齢化など、社会、経済構造の変化により、住民と行政の関わり方にも変化が求められ、住民と行政が共に理解し、「協働」の呼びかけの中で、新たなまちづくりを実践していかなければなりません。「住民が主人公の行政運営」であるための具体的な案があるのかを町長に伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、訓子府町が目指す協働のまちづくりについてのご質問をいただきました。

これにつきましては、第5次訓子府町総合計画にも協働のまちづくりという考え方を全面に打ち出しておりますし、私自身も町政執行方針の中で「協力して働く」ということを申し上げてございます。

協働のまちづくりとは、ご承知のとおり、住民と行政が相互に連携し合いながら、地域の課題を自ら解決したり、あるいは地域の活性化に取り組むことによりまして、地域住民にとって住み良いまちづくりの実現を図ろうとするものでございますし、町内においても、福祉や生活環境、教育文化など、各分野で様々な活動が展開されているのがご存知のとおりでございます。

私は、町政の主人公は町民であり、常に町民の皆様視点をおき、町民の皆様の「声」を大切にされた町政運営に努めてまいりたい。わかりやすく申し上げますと、町民の苦しみや苦勞をわが苦しみとして、町民の喜びをわが身の喜びとして仕事をする町政でありたい。そのような考え方でいく度か私自身は答弁をさせていただいておりますし、その心構えで進めているところでございます。

そのためには、1つは情報共有の徹底であります。さらには、町民の皆様が日常的に町政の運営、あるいは施策決定に至る、参加する機会を明確にしていくということが求められている。そのことがまちづくりの原点でありますし、住民意思こそが確実に示すことができる環境を整える準備を進めているところでございます。

このようなことから、現在、地域や少人数の団体・グループの開催要望にもお応えしながら、私どものほうからも、積極的に町づくり情報の提供やそれに対する町民の皆様の考えをお聞きする場として「みんなのふるさと懇談会」の開催や、あるいは「夜間町長室」の開設、何度も申し上げましたように、この3日間開催してまいりました「まちづくり懇談会」などの取り組み、公聴活動、すなわち町民の意見をきちっと受け止める、そういう事業に取り組んでいるところでございます。町民の皆様が町政に参加するための仕組みなどを法的に体系化する「町民基本条例」の制定作業にも着手して、年明けの1月には、町民自身による「財政分析講座」を開催し、よりわかりやすく町の台所事情がどんなことになっているかと。役場職員だけがわかっている財政ではなくて、今の台所状況をより多くの町民の皆様理解していただくための財政分析講座を開催したい。

さらには、平成20年度中には、「財政健全化侵略プラン」を策定する予定でもございます。各種施策ばかりでなくて、行財政運営面においても、町民参加型のまちづくりを、そ

して、具体化をこれから図っていく考えでございます。

6月の定例議会の町政執行方針で申し上げましたとおり、地方自治の本旨であります住民福祉の向上は、行政がボランティアや住民に責任を転嫁するということではなくて、行政自身が果たすべき責任を明確にし、役割はもちろん重大でございますけれども、行政のみがまちづくりを行うというものではないと理解してございますので、地方自治の本旨に基づいたまちづくりの実現のために、協働のまちづくりの中心的な役割を担うであろう住民の皆さん、そして、とりわけ町内会、実践会、福祉ボランティアなど、各種団体などへの支援のあり方についても、単なる団体等の運営支援という考え方だけではなくて、地域住民に対するサービスの提供や地域づくり事業への取り組みなどに対する支援をさらに改善するなど、コミュニティ活動の活性化や地域の再生が図られるような施策の検討も必要ではないかというふうに考えているところでございます。

昨年12月に、地方分権改革推進法が成立しまして、これから地方分権改革が急速に進んでくることが予想されます。今後とも、町民の苦労や喜びを共有しながら「協働のまちづくり」を積極的に推し進め、「住民自治」の一層の確立が必要不可欠になるものと考えておりますので、今後ともご理解を賜りたく思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 今町長がお話されたように、今全国の自治体で共通して使われている用語として「協働のまちづくり」、あとは「まちづくり基本条例」、これが私議員になったからこそ出会った言葉なのでしょうけれども、たくさん出会います。これはやはり地方分権改革のもとで、自治体も住民もその意識を大きく変えなければならないという流れなのかもしれません。つまり地域づくりは、今までのようなお役所任せではなくて、能動的な住民主体の参画へと、住民のまちづくりへの関わり方が変わっていくのだろうなと思います。

ただ、これは自分が議会と関わるようになったからはじめてわかったことであって、先日のまちづくり懇談会でも、町民側と言うよりも、こちら側から見た町民の方のお話を聞いているとやっぱりまだまだすごいギャップがあるなというふうに感じました。

ある本の中に、地方分権の改革が進む中で、自治体の経営を考える場合、4つの点に自己改革が必要だと書いてありました。1つは市町村長が変わること、2つ目は議会が変わること、そして、3つ目は職員が変わること、そして、4つ目は住民が変わることです。この4つは、わが訓子府町に例えるとすれば、具体的にどのような変革が必要だと町長は思われますか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 1つは、町政は行政と議会にお任せするような民主主義であってはならないということであります。まさに、町政そのものは住民が主役で、そして、すべての住民が行政、政治が身近なものであるためのそれぞれの責任を果たしていくことが極めて必要だというふうに考えています。その点で言いますと、私自身も何度も申し上げていますように、私自身の視点は町民の目線に立つと。この視点は8カ月経っても変わりませんし、今後も変えるつもりはございません。

もちろん議会は、この町民基本条例の大事な柱の中にも議会の責任という言葉がございます。町民によりわかりやすく、議会運営を公表していく。さらには、町民の意見をより客

観的に、より正しく行政に反映していくという、そして、さらにはもっと申すならば、行政の方向を厳しく点検し、そして、協働で進めていくという議会並びに議員皆様方の各位の姿勢が、実は西山議員がご指摘になったように、4つの視点の議会に求められている。

その点で申しますと、私の立場で言うことではございませんけれども、すばらしい議会と議員各位の努力が私は今日に至っているというふうに理解をしているところでございますし、職員も120人いた職員が90名、すなわち4分の1減少している中でも、行政を後退させることなく、それぞれが積極的に仕事をしているというふうに理解しております。

しかし、まだまだ不十分さはあるでしょうけれども、私も含めて、より町民の目線立った仕事を一層努力をしていることは、これは永遠の課題というふうに理解しておりますけれども、求められているのではないかと思います。あげて、町政全体が住んでいて良かったと思えるようなまちづくりであり、すべての人が住み続ける一人ひとりがこの町に誇りを感じるような町をつくっていくというのが、町長であり議会であり職員であり住民自身のそれぞれの責任だととらえておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 訓子府町が平成19年度に作成した10年間のこの青い冊子ですけども、第5次総合計画。これは、私が議員になる前にいただいたのですが、ちゃんと目を通してなくて、今あらためて目を通したときに、大変この本の中では実に理想的なまちづくりが行われています。本当にこのとおりに人口も増えて、産業や農業も栄えて、子どもたちの歓声が響く町になっていけば、こんなにすばらしいことはないと思うばかりです。

今年から走りはじめたばかりの計画ですけども、今月3日間行われた「まちづくり懇談会」では、4年間で底が尽きてしまう町の財政状況を町民に情報公開し、説明責任は果たしたのかなと思うのですが、参加した町民の素朴な意見にもありましたように、この状況を説明するだけではなくて、良くするためのきちんとした政策がなければまちづくりに発展していけないのではないかと思います。町民は、あの時点ではおそらく将来に対する不安とか、それから行政に対する不信感とか、あといろんな混乱もその時点では少なからずとも招いたのではないかなと思います。

ただ、1点、私の中で良い点を挙げるとするならば、先だっの銀河線の懇談会とか、「まちづくり懇談会」にしる、原点は町民の声を聞くということですから参加人数が少なかったのですが、率直な町民の意見が聞けて、それに対して町長の説明ができたことは、これからの対等な立場でのまちづくりの良い指針ができたのではないかと思います。

それで、この第5次総合計画というのは、きっと上から訓子府町という町を見ているのではないかなと、すごくそういうふうにしたのです。町民の立場からまちづくりということを考えた場合に、もっと小さなことですけども、私の目から見てちょっと改善してほしいなということが4点ぐらいあります。訓子府町にとって、協働のまちづくりとはなんだろうとずっと考えていた中で見えてきたことなのですが、訓子府町はすごく自然環境にも恵まれて、北見市に隣接しているために、町民の行動範囲はとても広がり、逆にそのために町内の商業は活気を失って、例えば置戸町のような切実さがなくために独自のアイデアとか、特産加工品などがなかなか生まれません。要するに、あまりこれといった

特徴がないというのが訓子府町の特徴なのかなと思えるのですが、でも、これからはこの財政難の中で、この町の課題とか、夢をもっと地域の人たちと行政がよく話し合っ、課題解決とか、夢実現のためにもっともっと知恵を絞り合っ、訓子府町らしさというものが生まれてくるのではないかととても期待しています。

それで、先ほど申し上げた4点というのは、まず職員の方が町民と仲良くなるということ。これはこの庁舎を訪れる町民に対して、窓口対応は当たり前のことですけれども、もっと町民に対して親しみのある暖かい言葉がけをするとか、それはもう意識の改革の中から生まれてくるものだと思うのですが、まず仲良くなるということ。それには、例えば各町内会活動にも町職員の方がもっと積極的に参加してふれあう機会をもっとつくってほしいそう願います。

もう1つは、この6,000人弱の町民のいる町にしては、この立派過ぎて大き過ぎる庁舎です。これは何故このような大きなものができたかというのはよくわかりませんが、この場所でこの庁舎と公民館とスポーツセンターが一緒にあるわけですから、もっと総合的な施設として、空き部屋とか、もっとたくさん活用方法があるのではないかとと思うのです。

私、議員になって、議員の視察というのがあまりにも少なくてびっくりしたのですが、唯一7月に札幌の研修の帰り、事務局の計らいで東神楽町を視察させていただきました。そのときにとっても驚いたのは、庁舎の前が本当にきれいなお花でいっぱいだったのです。その花の玄関の前に、花という文字を小学生の案でつくられていて、庁舎は決して立派ではないのですが、窓口と言うか、入った感じが、町民がよく利用する町民課とか、福祉課とか、そういうのが雑然とはしているのですが、とても入りやすい雰囲気だなと私は個人的に感じました。

訓子府町は建物はとても立派なのですが、お花1つありません。それで、未だに私7、8ヵ月いるんなことで委員会とかで来ますけども、3つのドア通り過ぎるのがとても緊張しますし、その対策と言うか、まず町民が行きやすい役場づくりと言うのか、そういうところからはじめていくと、気持ちが町民と職員との間の気持ちがつながるのではないかなと思うのです。

それで、例えば公民館ではよく町民の作品点とか、この間もキルトの作品点とかありましたけど、この庁舎の中に町民の作品を展示するとか、展示してくれた人には「たんぼぼ」のコーヒー券を差し上げるとか、もっと庁舎を親しみやすい和やかな雰囲気を持っていくアイデアをぜひ職員の方たちの中から生まれてこないかなとそう願います。

あと3つ目は、広報活動なのですが、確かに毎月の広報の中に、広報の担当の方の努力が見られているんな分野で広報されていますけれども、小さなことでもまず町民に呼びかけるということを重点的においてほしいのです。

この間、小さな懇談会を設けたときに、意外な話を聞いたのです。協成のレクリエーション公園の芝桜を町職員の方で張り替えしました。それを見て知った町民の60代の女性の方たちが「かわいそうに、何で職員だけでやるのだろう。私たちだってまだまだ元気だし、そんなことぐらいできますよ」と、「なぜ、そこでみんなでやりませんかという呼びかけがないのだろうか」という意見が聞こえたのです。私もちょっと意外だったのですが、これこそがそれこそ協働のまちづくりの本当の原点ではないだろうか、職員ががんば

るのももちろんいいですけど、町長がおっしゃられたように、少ない人数の中でそういう実務作業をやるとしたら本当にもっと町民の方を交えて行くとともに楽しいものになるし、またふれあいも生まれるのではないかなと。

ですから、お花も確かに東神楽町はあの花のある町として掲げてますから、力が入るのはわかるのですが、訓子府だってたくさんの町民がおうちの周りとか、街路樹とか、いっぱいお花で埋めています。それを例えば、「あなたの植木鉢を1つ役場に飾りませんか」という呼びかけでいいと思うのです。そういうふうにして、職員の方が全部お水やったりするのは大変かもしれないけど、参加してくれる町民も必ずいると思うのです。だから、そこにやっぱり町民と職員が優しさの中で生まれて来るふれあいと言うか、そういうのをぜひ日常の中でくれかけていってほしいなと感じます。

4つ目は、それらの先ほどから申しましたことが含まれるのですが、職員方からぜひ今若い職員の方たくさんいらっしゃいますから、積極的に楽しいまちづくりのためのアイデアを出してほしい。そして、町民の中から出たアイデアと一緒に、やっぱりそれを実行に移すためにはどうしたらいいかという、やっぱり話し合いの場を多く持ってほしいなと思います。

町長の説明にもあったように、これからの訓子府町は財政的とても厳しい時期に入っていますが、やっぱり楽しいまちづくりというのを基本に、それに負けないようなエネルギーはやっぱり自分たちから出していかないと、町民も気持ちが悪くなってしまいますので、町長が財政のことを話すときはとても辛い表情をしていますので、町長の笑顔がたくさん出るようなそういう取り組みというのが必要ではないかと思いますが、その点について町長にお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 非常にわかりやすく、非常に難しい質問をいただきました。

例えば特産品の加工をやってアイデアをつくると。西山議員の話の話を聞いていると、すべて行政指導で、行政はうんぬんという提案に聞こえてきます。私は今職員に指示しているのは、地産地消ではありませんけれども、まずはそのきっかけをつくりなさいと。来年度は、農業改良普及員をやっていた女性を講師にお願いして、より生産物を地域で加工したりそういったものに発展していけるような、まずテスト的なことから、そして、住民が中心になるようなそういう学習機会、ここからはじめようよという話をしています。私が「加工をやるぞ」と言って加工をつくるのが本当に今いいのかということと言いますと、共につくっていくというのは、そのきっかけやそういったことはもちろんそうですけども、とりわけ今農協では例えば「朝もぎ隊」とか何とかというようなことをやったり含めていきますと、同じようなことをやってもうんぬんというようなことがございますし、いろんな高齢者の方がつくったものをそこで販売したり、加工的なことについては長いスパンでこれは住民と協働でやっていかなければならないことが、そのきっかけをまずつくっていきたいということは平成20年度の予算の中で提案をさせていただこうというふうを考えてございます。

それから、職員と町民と仲良く窓口対応をとということは、これは町内会活動にも積極的に参加と。これも町長はもちろん議会答弁等を通じたり、課長会議等を通じて住民の皆様への対応を同じ目線でということはおっしゃっています。しかし、職務命令でできることではあ

りません。自らの自覚と自治体職員としての誇りが、今後の仕事の中でもさらに高まっていくことが必要だと考えますし、その点で申しますと、ぜひ職員はもちろんそうでございますけれども、議員の皆様も町民の皆様も遠慮なく声をかけていただき、また何かありましたら言っていただきたいというふうに思います。ですから、職員はもちろんそういうことに応えてくれる私は信じておりますけれども、ぜひ今後も積極的によりよく議員の皆様とともに一緒になって、そういう行政づくりをやりたいと思いますのでよろしく願います。

それから、花壇のことやいろんなことがございます。例えば、かつて昔は街並みにあそこにフラワーボックスを置かせていただきました。私はまだ職員時代でございました。しかし、いつしかあそこに植えたものはいつも枯れるような状況ができてまいりました。本当に行政が、仕組みと物を置くだけでいいのか、これはこれも一緒に、ですから施策の決定も含めて、住民の参加するルールづくりを今こそ必要だということを行政が率先して見本を見せるということももちろんそうですけれども、そういう努力が私は今必要なときなのではないかと思うのであります。その点で言いますと、議員の皆様も積極的にそういう提案と行動に参加していただきたいと切に願うものでございます。

広報活動も職員だけでということがございました。私が生活環境課長のときに提案をして、河川の協成川の麓のつつじを職員自らがボランティアで、あのレクリエーション公園に植えて、枯れている芝桜に代わるものをみんなでやってみようというところからはじまったのがきっかけでございます。今年は、さらに芝桜の苗木を植えたということも事実でございますから、議員のおっしゃるように、町民参加をねらうところはまずは職員が見本を見せて、休日返上してボランティアでやりましょうというところからはじめて数年経ちました。いずれにいたしましても、近い将来、町民の皆様にも21世紀の森も草がポウポウでございますので、あらためて皆様方の力を借りてきたいというふうに考えてございます。その点では積極的に受け止めて、進めてまいりたいと。そして、楽しいまちづくりはもちろん職員のアイデア。

先般の桜井・美馬夫婦の結婚式のことには非常にいろんなことを物語っているのではないかと私自身は考えてございます。しかし、一方でご理解をいただかなければならないのは、私が訓子府に来たときの120人を超える20代から50代のあまた多い職員がいて、仕事をしている時代と、今の状況は大変厳しいということもご理解をいただきながら、より楽しい職場づくりと言いましょいか、環境づくりを含めて、私はこれからも努力してまいりたいし、職員もそう願っていると思いますので、重ねてよろしく願います。

冒頭申し上げましたように、非常に楽しくて優しいようだけど、非常に難しいというのはご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 確かに、私は別に行政だけにやってくれと申し上げているのではなくて、例えば自治体である夕張のようにならないようにというのは、どこからでも聞こえてくるのですが、この間新聞にありましたように、その財政破たんした夕張がどうなったかと言うと新体制の中で懸命に再生に向けてがんばっています。4割以上の高齢者の方たちが、77歳の高齢の方が町内会長や連協の副会長を務めたり、雪かきをやったり、本当に若者がいないのですからやらなければいけないのですけれども、そういう行政と町民

が一体となるというのは、この財政が詰まった時点からやっぱりもしかしたらこれからが本当の正念場ではないかと思うので、お互いにその辺り気持ちを一緒になってやれるように、もっともっといろんな話し合いの場を設けて、そういうふうがいい意味で良いまちづくりに向けて、行政と議会と町民が共に知恵を出し合ってより良い協働のまちづくりに向けて努力していきたいなと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 次に入る前に、1つだけ申し上げたいと。

協働のまちづくりは、ともすると金がないから住民にすべてやらしてもらおうという誤解を生む言葉でもあります。だから、その点で言いますと、私は住民の自治はもちろんでございますけども、職員自らが町民の目線に立って喜びを喜びとするという意図はそういうことでございますので、ここはご理解をいただきたいと。

ぜひ、うちの職員も総合計画で協働のまちづくりと全国津々浦々に同じ言葉が出てきます。お金がないからこういう言葉出てきたのかということではなくて、本当に行政と議会と町民が一体になってつくっていく時代に入ったということをまずは職員が見本を見せながらやっていこうよという表れということで答弁に代えさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 私もあらためてそういう意識で、これから議員としての仕事に全うしていきたいと思います。ありがとうございます。

2点目の質問に入ります。

訓子府高校存続支援の今後の課題についてです。教育長にお伺いします。

地元高校「訓高」の存続は、町の重要課題でもあり、生徒や保護者にとっても、今後の配置計画案に対する対策は必死に取り組まなければならない現状であります。町の来年度の支援対策による存続の見通しと今後の課題として、次の3点について伺います。

1点目、町の支援対策は、存続に向けて今後どの程度まで続けられるのか。これは、町としての本気度を伺いたいと思います。

2点目、支援策の中で、進路指導等強化支援対策費として80万円とありますが、その具体的内容を伺います。

3点目、今回全国大会出場を決定しました吹奏楽部のチャレンジ精神に学ぶことと、その効果について伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

教育長（山田日出夫君） 「訓子府高校存続支援の今後の課題」について、3点にわたりお尋ねをいただきましたのでお答えさせていただきたいと思います。

1点目の「町の支援対策は存続に向けて、今後どの程度まで続けるのか」とのお尋ねでございます。本年9月に北海道教育委員会が、平成20年度から平成22年度までの道内の高校の配置計画を定めております。この内容は、訓子府町が属します網走中学区で平成20年度に置戸高校が、平成21年度に北見緑陵高校で各1学級減となります。平成21年度に北見柏陽高校におきまして普通科単位制が導入されるなど、厳しい計画となっております。

さらに、その配置計画には、平成23年度から4年間にあたる見通しも示されておりまして、3つから4つの学級相当の調整が必要だということが言われてございます。幸いに

も、今回、訓子府高校につきましては、計画に盛り込むことを避けることができましたが、毎年ローリングでこの計画を見直すということになってございますので、1年1年が訓子府高校存続の正念場だと認識しております。

この網走中学区では、平成21年度、春の中学卒業生数が前年度対比134名の減、大幅な減となってございまして、中でも北見市では162名の減少が予想されております。従いまして、増える分を足しても134名という厳しい減少になるということでご理解をいただきたいと思っております。

このように非常に厳しい中に、訓子府高校が置かれているということでございます。訓子府高校の存続問題につきましては、学校の存続だけに係わらず、町の教育文化の振興や、人口、地域社会経済及び町の財政等にも大きく影響を与えるものでございます。

また、町内中学生の進路の方向性を狭められるという、非常に厳しい内容でございます。また、保護者の通学費の負担増も伴うなど、教育環境の低下が予想されて、心配されております。

このため、来年度に向けましては、先に議員の皆様のご理解をいただき、支援策のご承認をいただき、地元中学校を始め近隣市町の中学校に支援策のPRに努めるほか、生徒確保に取り組んでいるところでございます。また、来年度以降につきましても、道教委の動向を注視しながら存続に向けた取り組みに引き続き力を入れていくことが必要だと考えております。当面は支援内容も含め、毎年度議員の皆様と協議させていただき、内容を定め積極的に対応をしてみたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目の「進路指導強化支援対策の内容」でございすけれども、訓子府高校につきましては「進路実現」というものを教育目標の大きなキーワードに掲げてございます。その実現に向けて、様々な教育活動を進めておりますけれども、この進路実現の達成を目指すための支援としまして、学習指導及び就職指導などの生徒の進路対策強化が図られる事業に対して助成するものでございます。例えば、漢字能力の検定・簿記技能検定など、各種検定・資格を取る子どもたちへの一部助成、外部講師による進路講習会等の講師料、それと、先日実施されましたけれども、大学や専門学校への視察見学における交通費の支援などとなっております。

3点目の「吹奏楽部のチャレンジ精神に学ぶこととその効果」についてのお尋ねでございます。訓子府高校吹奏楽部は、本年4月にはわずか2名の部員からスタートしまして、熱心な勧誘活動や北見商業高校から着任されました河口先生の熱心な指導等もありまして、連日猛特訓を加えて、11月に留萌市で開催されました高文連の「全道高校マーチングバンド・パトントワリング発表大会」で最優秀賞の榮譽に輝いたわけでございます。来年8月に群馬県で開かれます高文連の全国大会への出場権を獲得したということでございます。私どもとしましては、正直言いまして、ふるさとまつりのステージで私この演奏を聞かせてもらいましたけれども、正直言ってもう少しかなと思っておりましたけれども、そのあと9月、10月と短期間に目覚ましい努力を重ねられまして、このような栄冠に輝いたということで大変嬉しく思いますし、心からお祝いを申し上げるものでございます。

今年の吹奏楽部のテーマにつきましては、「チャレンジ2007」とお聞きしております。文字どおり、子どもたち、先生たち、学校のチャレンジなくしては、この榮譽はなかったと思っております。あらためまして、子どもたちがチャレンジする心、またその心を育む教育の

重要性を再認識させていただいたところであります。この全国大会出場が、他の部活動や地域の小学生、中学生の励ましにもなりますし、町民の皆さんにも勇気を与えるものとして高く評価されるべきものだと思います。また、特に感じますのは、吹奏楽部という活動を通じまして小学校の金管バンド、スクールバンドから訓中の吹奏楽部、そして、訓子府高校吹奏楽部への小中高一貫教育の1つの姿も見えてきた思いがいたします。町民の皆様も、この快挙に拍手を送り元気づけられたことと思いますし、訓子府高校を目指して、地元中学校や近隣市町の中学校からの入学者が増えることも正直言って期待をさせていただきます。

今後とも学校を中心に、訓子府高校PTA、訓子府高校教育振興会議、関係機関・団体が一丸となって存続に向けて努力してまいりますので、何卒ご理解と議員各位のご協力をお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 実は、この問題を取り上げるきっかけとなったのは、5月頃だと思うのですが、あるお母さんとお話したときに「西山さん、待っていてね。今に訓高の底力を見せるから」と、私は何のこと言っているのかさっぱりわからなくて、ちょうど議会で訓高の存続についても触れておりましたので、何かこのお母さんするのかなとそういうに思っていたのです。ずっと気持ちの中でしまっておいたのですけども、あるときその新聞に吹奏楽の全国大会出場が決定ということが出ていまして、これなんだと思って早速お電話したのですけども、その中で本当に今教育長がおっしゃったように、たった2名の部員から17名の部員にお互いに生徒が誘いあって、しかも、春の段階で吹奏楽部に入りたいた子はたくさんいたのです。中学校からやっていたお子さんとか、でもやっぱり人数が足りないということとか、リコーダーをやっていたので、それを断念してほかの部活に入っていて、でもそれを2年生になって部活をやめるわけにはないので、全員が掛け持ちをしながら大会に臨んだそうです。マーチングというのは、北見商業から来た河口先生が提案して、みんな自分のパートが全体でどういう動きに入るのかは全然つかめなかったそうです。大会の1週間前になってようやく少しうまくなって、大会当日の練習の中でぐんぐんと成長していったそうです。

私もこのテーマを取り上げるまで、恥ずかしながら訓子府高校に入ったことがなかったのです。それであるとき訪問しまして、校長先生とお話を伺いました。そして、校内も案内していただいて、とても明るくて生徒の華道の作品が並んでいたり、すごく今安定した状態だということが目によく見えます。それで校長先生のお話を伺っていて、やっぱりその存続に向けて町からたくさんの支援をいただいているということは、学校案内にも随時書かれていますし、本当に資金面ではとても助かっていると。

いろんなお話をしていく中で、1つ課題が見えてきたのです。それは、訓子府高校たくさんのお子さんのもう1人でも多くの人数がほしいと。そういう中で受験される生徒さんですが、いざ合格して通学される段階で、例えば中に発達障がいを持っていらっしゃるお子さんがいるとか、本当に個別指導をしていかなければ、その3年間の学業生活がとても困難だと思われる生徒さんがいらっしゃるって、今毎日のように職員会議の中でその対策に先生方が頭を悩ませているという現状を伺ったのです。先ほど町長の説明にありましたように、この発達障がいというのは、先日も講演を聞いてわかりましたけれども、もう全国的にも支援

対策というのは1日も早くとられなければならないぐらいやっぱり現状は困難なことが多いので、要するに幼児、小学校、中学校と個別にきちんと対応していれば、高校でもその子にあった高校生活を送れるというはずなのですが、いざふたを開けてみるとそのお子さんが障がいを持っているのだけれども、まだ親の認識が甘かったり、そういう感じで訓子府高校ならという形で入っても、本人が3年間とてもつらい思いをしてしまうという現状があって、できることならばそのスクールカウンセラーとか、ケースワーカーとか、そういう専門的な知識を持った指導の方を入れてもらえればとても助かると。それは今の段階では、まだ町に対しても要請できる段階ではないとおっしゃっていました。でも、それも今後の課題の1つなのかなと思いました。

その話の中で、校長先生が卒業されたお子さんで3年間学業が全然伸びなくて、親御さんに相談したら一度病院で診てもらったほうがいいということで、札幌の病院まで行きましたらそのお子さんは脳に重度な障がいを持っていたということがわかったのです。本当に3年間その子どもさんが犠牲になっていた。本当に大変な思いだったろうということをお話もあとでわかったということで、もう二度とそういうことが繰り返さないためにも、やっぱりこれからの特別支援対策が必要なのではないかというお話を伺いました。その辺について伺いたいということと、あと全国大会で出られることはとてもいいのですが、予算がやっぱり600万円ぐらいかかるそうです。その点の支援についてどうなるか、教育長にお伺いします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 今、2点のお尋ねをいただきました。

1点目は、訓高での学校生活の例を出されまして、障がいを持つお子さんの学校での教育についてご心配も含めてご質問がありました。確かに、高校生ぐらいになるまでに、学校、それと親御さんいろいろ含めまして、障がいの認知と言いますか、これによってそのお子さんにとって本当にふさわしい教育が受けられるのかということが問題だと思えます。特に発達障がいのお子さんたちは、就学児の健診も含めまして、注意深く見れば早く発見することができると思えます。また、専門医の診察を受けて、適切な対応もできるかと思えます。そういうところに着目して、子育ての支援だとか、発達支援の關係に、これからのもう少しきめ細かく対応をしていこうかという時点でございます。今後、よく現状に合わせまして、勉強をさせてもらって対応策を練ってきたいと思えます。

それと、2点目の高文連の全国大会の出場への支援の關係でございます。500、600万円かかるであろう派遣費と言うのでしょうか、この経費につきましては、当然学校のほうで第一義的にはお考えになられて、今の時点では様々な案が検討されていると伺っております。たぶん浄財を町民の皆様をお願いをすることもございますでしょうけども、町としましても、教育委員会としましても、非常に教育的な成果と言いますか、教育のあるべき姿の1つが現れたと高く評価しておりますので、何らかの支援を申し上げたいということで内部検討を進めさせていただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） その辺の検討をよろしく願いいたします。

あと、父兄の方からもいろいろお話を伺ったのですが、父兄の方もやっぱり訓子府高校をなくしてはならないということで、かなりPTAの活動の中で訓子府高校の良いところ

を広めようという動きが見られます。それで、1点だけ訓子府の広報の中にぜひ訓高の紹介とか、たくさん載せてほしいという要望がありましたのでお伝えしておきます。

それで、今ほかの高校の先生からも、「今、訓高にはとってもいい先生がいるんだよ」と言う話を伺いまして、今訓高を広く進めていくには本当により良いチャンスかなと。先生方もとても温かい目で生徒たちの今後の指導について取り組んでいらっしゃると思いますので、町とのうまくつながりを持って、これから訓高の存続に向けて支援していただきたいと思います。教育長、お願いします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 吹奏楽部は1つの成果を挙げられましたけども、吹奏楽部以外にも就職率100%とか、進学率100%ということがあります。

私、今手元に持ってきていませんけど、私の名刺の裏側にはそれらのことが載せてありまして、道教委や網走教育局に行く度にわざと裏返しにして名刺を出してきているというようなこともしていますけども、そのほかに現在今取り組み中なのは、このプラスバンドやほかの野球部も一生懸命がんばっています。それらの状況を何とか、北見地域の皆さんにお伝えしたいということで、ここにお見えの報道機関の方もいらっしゃいますけども、すでに具体的な記事が掲載等についてもお願いをしていますし、まだちょっと発表するのはどうかと思うのですが、NHKの担当者の方にお電話を差し上げて、吹奏楽部の活動の状況の取材と「オホーツクきんよう広場」というのがあるのですが、何とかそれに登場させていただきたいというようなことを私のほうからお電話を差し上げ、今のところ感触はいいのですが、結果はどうなるかわかりませんが、何とかすばらしい教育の成果を、子どもたちの努力の足跡を多くの人に伝えたいということで今いろいろやっておりますので、そのような基本的なスタンスに立って、これからは教育委員会としてできることは一生懸命させていただき、住民の皆さんにご協力いただく場面ではご協力をいただくということで、町をあげて努力していけるように努めてまいりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） これから町民も「訓高はいいよ」、これを合言葉に町外に働きかけていったらいいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君の質問が終わりました。

ここで午後3時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り一般質問を継続いたします。

次は5番、工藤弘喜君の発言を許します。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） これから一般質問を行います。一般質問通告書に沿って質問をしていきたいのですが、大きな質問項目で3点になっていますけれども、後半の部分は関連をいたしますので、大きく2点ということでとらえていただきたいと思います。

まず、はじめにですけれども、水道事業会計の現状と経営健全化計画についてお聞きをしたいと思います。

本町の水道事業会計も、平成18年度決算書を見ると、事業の収益的収入並びに資本的収入に4,600万円あまりの額が補助金として一般会計から繰り入れを行っている状況にあります。ただ、私としてはこの一般会計からの繰り入れそのものを否定するという意味で言っているわけではありません。そのような多額の繰り入れになっているという状況があります。

合わせて、平成17年度からは欠損金も発生しているという、そういう状況が伺えます。そういう事業経営になっている中で、同時に、水道事業というのは町民にとって1日も欠くことのできない極めて公益性の高い事業でもあります。これらを踏まえて、次の点について町長の所見を伺います。

水道事業会計というのは、非常になかなかわかりにくい会計にもなっていますので、できるだけわかりやすくお答えをいただきたいと思いますが、まず1点目ですが、本町の水道事業経営の財政状況について、具体的にわかりやすく伺います。

合わせて、平成17年度からの欠損金も発生している、これは今言いましたけれども、その欠損金の最たる要因についても伺っていききたいということでもあります。

続いて2点目、水道事業の先を考えますと、多額の負担を伴う施設整備も予想されますが、これらも含めて水道事業会計の推移について伺いたいと思っております。

3番目です。本年8月、総務省は金利5%以上の地方債を対象にした補償金免除、繰上償還の実施要綱を決めて通知していると私は認識しておりますが、この制度の概要と本町のこの制度への対応についてお伺いをしたいと思います。

続いて4番目でありますが、この制度を活用していくとなれば、その前提として、この水道事業であれば「公営企業経営健全化計画」の策定というのが求められているはずであります。その内容についてお伺いをいたします。

合わせて、この制度活用によって、今後の水道事業経営の見通しはようになっていくのかという点についてもお伺いをいたします。

5番目でありますけれども、「経営健全化計画」が実施されるということになりますと、そこからその計画の中で町民が負担する水道料金の改定もあるのか、そういうことも合わせてお伺いをいたします。

以上、水道関係でお答えをいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 工藤議員が冒頭おっしゃいましたように、質問は水道事業会計の現況と経営健全化計画、さらには後段では品目横断的経営安定対策実施による本町農業への影響と、さらに品目横断的経営安定対策導入による今後の見通しについてという3本の質問の用意をさせていただきます。1時間の中では極めて答弁に限られると思っておりますので、大変申し訳ないのですが、わかりやすくと言いましたけれども、読むことを中心にしてできるだけ質問の時間を工藤議員が確保できるように努力させていただきますので、ご理解をいただきたいと思えます。

1点目の「水道事業経営の財政状況と平成17年度から発生している欠損金の要因」についてのお答えをさせていただきます。

本町の水道事業は、昭和59年度に公営企業法の適用を受けて、企業会計を設置して運営をしております。しかし、議員言及のとおり、独立会計当初から料金収入では全費用を賄えず、一般会計等からの一部補助金で運営をしている現状でございます。

平成18年度決算の状況からは、営業収益1億5,720万円、うち給水収益すなわち水道料の収益でございますけれども、1億4,860万円、営業費用1億6,640万円で、920万円の営業損失が発生しております。営業外収益、営業外費用を加減した1,430万円の経常損失が発生しているところでございます。なお、前年度からの繰越欠損金と合わせて、現在2,520万円が未処理欠損金となっている会計状況でございます。

また、平成17年度から発生している未処理欠損金は、平成18年度末で1億3,930万円の企業債の残高と、平成10年度から平成14年度に実施した機能強化事業の企業債償還に伴う償還利息の増大と減価償却費の増大が最大の要因とご理解いただきたいと思っております。

2点目の「水道事業会計の推移」でございますけれども、平成21年度には水質基準の改正によりまして、豊坂水系清住浄水場の機能強化事業を実施する計画でございます。先ほど述べた償還利息、減価償却費が高額で推移することなどから、未処理欠損金は平成23年度で最大となりまして、運転資金も不足し、大型の緊急対応等が困難な状況を予想しております。

続いて3点目の「平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱の概要と本町の対応」についてでございますけれども、通常公的資金を繰上償還する場合につきましては、償還元金のほか、補償金を併せて償還しなければなりません。

補償金は、様々な計算式により算定されますけれども、水道事業会計の効果は将来負担するであろう償還利息の合計であることをご理解賜りたいと思っております。

また、実施要綱では、利息と減価償却費等を年間有収水量で除した資本費が106円以上であることと、公営企業健全化計画策定、最終繰上償還年度以降3カ年の新たな企業債借入停止を条件として、年利5%以上の公的資金を対象に、年利7%以上は平成19年度末、年利6%台は平成20年度末、年利5%台は平成21年度末に償還することとなっております。

本町では、平成19年度末見込みの償還残高が年利5%台の2,040万円、年利6%台が5,710万円、年利7%台が3,910万円の元金合計で1億1,660万円ありまして、将来利息負担額がこれらに対して3,790万円の利息の支払い予定となっております。

水道事業財政状況でもお答えしましたとおり、企業債償還利息、減価償却費などが経営圧迫要因にあることから、この制度を活用して水道事業会計資金計画を考慮し、年利7%台の全額、年利6%台の1本の元金合計6,970万円、将来利息負担額2,150万円の公的資金の繰上償還を計画し、総務省に申請しているところでございます。

次に、4点目の「公営企業経営健全化計画の内容と制度活用による経営見通し」についてでございますけれども、計画の内容は行革推進法を基本に水道事業勘定職員の減員、減らすということです。供給単価改善に伴う料金改正、有収率改善などを計画してまいりますので、この点についてもご理解を賜りたいと思っております。

また、繰上償還制度を活用し、健全化計画が実施される仮定ではありますけれども、短

期では企業債償還利息の逡減が好影響を与え、中長期では平成21年度料金改正により經常利益が発生し、未処理欠損金が解消に向かうことを予想しておりますのでご理解を賜りたいと思います。

最後に、5点目の「経営健全化計画実施に伴う水道料金改定」についてでございますけれども、水道会計の現状から人口減少に伴う給水収益の減少が予想されることなどから、水道会計の水道料金改定については、近い将来検討しなければならない状況であると。先に述べました公的資金補償金免除繰上償還に伴う経営健全化計画では料金改正の検討をしているところでございます。

今後、水道事業会計の現状を町民の方々に理解していただきながら、検討してまいりますのでよろしくお願いたします。

水道事業につきましては、議員もご指摘のとおり、町民生活にとって必用不可欠のライフラインであると私どもも認識いたしております。

様々な制度を活用し、より安全で質の良い水の供給はもとより、安定した経営に努めてまいり所存でございます。

冒頭申し上げましたように、水道改善計画につきましては、各常任委員会でも説明させていただきましたので、早口で大変申し訳ありませんけれども、ご理解を賜りたいと思いません。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 今、質問にお答えをいただいたわけなのですが、1つはいわゆるその欠損金の発生している要因等を含めて、やっぱり水道事業会計を大きく圧迫している大きな要因というのは、今言われましたように負債の償還という問題が大きいということと、もう1つその減価償却いわゆる施設投資というのが相当な規模であるものですから現実的に、そういうことから考えますと、そのとおりなのでありますけれども、そういうことも含めての質問になりますけれども、先ほど言ったその 番目でちょっとお話をお伺いした繰上償還の関係なのです。これについては、総務省がいわゆる地方財政健全化法と言いますか、そういった法律が今新しいその地方自治体の財政を計る物差しとして4つの基準を示しています。その中の1つのいわゆる連結実質赤字比率ということが、このこういう公営企業と言いますか、こういう決算の中で見られてくると。物差しで計られるということになるかと思うのですが、これの判断、その早期健全化基準だとか、あるいは再生基準とかというのがこの間出たわけですが、この部分で考えまして、この健全化計画に乗らない場合、現状のまま推移した場合はこのいわゆる連結実質赤字比率で見ますと、この物差しで計ると一体どういう比率になるのか、これお答えいただければ、なかなかちょっと数字もつかまなければならない中身なので難しいかなと思うのですが、この点ちょっとお伺いをしたいということと、この全体の訓子府の財政、一般会計も含めてのいわゆる実質赤字比率ですか、そういったものとの関係についても、もしわかる範囲でお答えいただければよろしいかなと思うのですがいかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） あらためて具体的な数字の資料は持っておりませんので、ある意味ではご理解を、ちょっとあとでまた資料提供ということになるかもしれませんが、ご理解をいただきたいと。

しかし、このまま水道料金の欠損金が増えていく状況になりますと、一層、一般会計からの繰り入れ等の状況は必要不可欠ということになりますから、本来の公営企業法で言っている水道会計の健全化においても、それから財政指標から見ても、極めてちょっと厳しい状況が予想されるということでございます。これは、この間説明したとおりでございますけれども、それでは答えれる範囲内で企画財政課長から答弁させますので、よろしく願います。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 手元に資料がございませんので、概要というか外郭的な話をさせていただきたいと思います。

今、お尋ねありました連結実質赤字比率につきましては、今まだ国のほうで最終的な指標の計算方法と言うか、ルールが決まっております。まだ、調整中だということでございます。

それで、道新等に一部記事として載った経過もございまして、最終的に今想定されているのが、流動資産とか、流動負債、それをもって水道会計の実質収支の計算をしております。ですから、今回これによって繰上償還することによりまして、当然現金が少なくなると、流動資産が少なくなると。

そして、あと将来的には、この計画を立てないでそのままいきますと、当然現金がなくなっていくから一時借入金を起こさなければいけないと。そうすると、その償還の流動負債が増えてくると。結果として、水道会計の実質赤字比率というのが増加すると。当然、一般会計の連結で見たときにも、指数的には増加してくるといことになるかと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） なぜ、今この点についてちょっとお伺いしたかと言いますと、1つはやっぱり先ほどの答えにもありましたように、この財政健全化法を当然策定しなければ、この中身、実行に移されないという問題もあるかと思うのですが、その中でやはり水道料金の改定という、いわゆる新たな負担の問題が出てきます。これは一概にその負担が、値上げすることがためだということではないのでありますけれども、やはりこういう制度を使うために負担を求めなければどうしても使えない、そういう制度になっているのかどうか。そういうことも含めて考えたときに、何かちょっと矛盾する中身にならないのかなというちょっと心配もありましたので、確認をさせていただいたところであります。今言われましたように、基本的には純粋に公営企業の水道事業そのものの健全化に向けても、やっていかないといけないという段階に入っているという認識でよろしいのかどうか、もう一度ちょっと確認をしたいということでもあります。

それから、先ほど財政健全化法の関係でちょっと話がずれますけれども、中身が決まっていないう話がありましたけれども、報道によりますといわゆる早期健全化基準というのが16.5%から20%と。あるいは、再生基準ということになれば30%というその数字。これは当然財政基準需要額と言いますか、そういう中身に対しての比率なるかと思うのですが、そういうものは決まってはいるのだけれども、それ以上のものがまだ出ていないという、その具体的にこういう形で計算してくれという計算式的方法的なものが、まだ示されていないというとらえ方でよろしいのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 2点目の部分についてお答えいたします。

それで、今国のほうで試験的な計算をいろいろやってございます。最終的にまだ決まっていないうことで、都道府県や市町村レベルまではおりてきていないということでございます。いずれにしましても、この指標につきましては、平成19年度の決算の数値を用いて判定されることになっておりますので、これについてもまだこれからだということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 冒頭の答弁でも申し上げましたように、利子で申しますと7%、6%、5%を含めて合計額で今回の償還の予定で6,970万円を予定していると。率の高いものの償還をこの制度を利用して返していきたいと。そのことによって、利息の2,150万円がある意味では免除されるということでございます。ですから、今議員ご指摘のように、水道料金の負担を伴うということも含めていくと、水道会計そのものの健全化を求めていくということと考えますと、この制度を利用しようが利用しまいが、いずれにしても、水道会計自体の健全化、すなわち欠損金の解消をできるだけ少なくしていかなければならないということでございますから、現在、この申しましたように2,150万円の償還を利子については免除されるということも利用していきたいと。仮に、わずかながらでも水道料金のご負担を町民の皆さんに求めるということになったとしても、それは可能な限り安く、そして、町民生活に負担のならないように検討していかなければならないという考え方で、今内部検討をしているところでございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） わかりました。

それでは、また水道の関係、もう若干質問があるのですが、5番目に質問をいたしました今言われたような町民負担の問題と関わるのですが、現行の今水道料金、この町の水道条例の中で示されています基本料金、そして、従量料金といわゆる利用に対して何ぼというこのランクと言うのかありますけれども、例えば具体的にちょっとお聞きしたいのですが、5立方ですから5?です。従量料金の関係でちょっとお聞きしたいのですが、5?から1?までについては1?について131円25銭、5?を超え10?までが同じく1?について152円25銭、10?を超え30?までが1?に対して173円25銭、そして、30?です。これ1ヵ月につき、30?を超える分についてが1?について183円75銭という決めているようでは、この幅いわず帯と言いますか、区分の中でその収益的収入の中で一番占めるその割合をちょっとお聞きしたいと思っております。いわゆるどの部分が、訓子府のその水道料金の中で占める割合になっているのか、何%ずつになっているのかということがわかりましたらちょっとお答えいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） ただいま?ごとの料金の割合についてのご質問をいただきました。

訓子府町については、ただいまご質問のとおり、それぞれ5?、10?、30?という形での料金体系、従量料金をとっております。この中で、0?から5?までの使用でいき

ますと17.3%でございます。それと6? から10? までの使用の実績でいきますと17.4%、11? から20? までが31.5%、21? から30? までが15.6%というふうな形で、あと30? から40? までが7.3%というふうにこの辺にくるとぐっと少なくなっております。大まかにはそういうふうな状況でございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） いわゆる30? を超えた分については、それ以上については2段階になっているのですけれども、単価的には違いますか、その30? を超える分については183円75銭ですか、先ほどその7.3%の部分、この単価はどうなってるのかなと思えますが。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 30? 以上の従量料金については、同じ料金でございます。183.75円です。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 今そのようなご説明をいただいて思うのですけれども、先ほどはその改定の問題と関わってくる話なのですが、値上げなんていうのは基本的にはないであってほしいということなのですが、仮にそういう部分でどうしても上げざるを得ないと。このままいくと町の財政そのものだとか、あるいはその連結実質赤字比率も含めて考えたときに、非常にいろんな影響が大きいといったときに、先ほどのその健全化計画の中でも言われていましたように、上げざるを得ないのではないかという見通しもあるという中で、どのような考えでその料金の設定を考えておられるのか。

その前に、今説明されたのですけれども、ずっと見ていきますと、0から5? まで、それから6? から10? まで、あるいは10? から30? までというのは、いずれも? 当たり21円ずつ料金が違っていると、高くなってくると。いわゆる専門的な言葉ちょっと何て言うのかよくわからないのですけども、その逦増方式と言うのですか、使えば使うほど使う人が負担をすると、料金が高くなるという方式になっているのかなと思ってはいたのですが、次のその30? を超える分については、先ほども言われましたように、15.6と7.3%足すと大体大口需要のところですよ。ここが183円75銭であれば10円50銭という、そこでちょっと上げ幅がちょっと下がるというか、一律になっていないと。いわゆる大口需要に対して、少し配慮するというこの水道料金の設定かなと思うのですが、私としてはやはりいろんな考え方はあるかと思うのですが、やはりこの部分についてはいろいろあると思うのですが、やはりその純粋になる逦増方式と言いますか、利用するところが多ければ多いところが、やっぱりある一定のその同じように負担をするという考えに立てないのかどうか、そういう考えが1つあるのではないかと思うのです。

それともう1つ、その背景には水という部分、いわゆる水道事業という、先ほど前段で町長もお答えになったように、やはり水道事業の持っている本質的な部分、そこら辺もとらえますとやっぱり生活用水と言うか、その部分がやっぱり命との結びつきの中では非常に重要性を持つものにもなっていくのかなと。この大口がすべて産業用ということにはならないかもしれませんが、産業用と生活用ということに対するその考え方も、いずれ考えていかなければならないことにならないかという点で、ちょっとお聞きをしたいのですがいかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 直接質問に答える前に、ご存知のとおり、今年は北見の断水問題で、いかに水道が生活に密着した問題であるかということをおたためて、北見市民はもとより我々にも提案したところでございますけれども、私どもの町は大谷水系を中心にして極めて良質的で良い水をかなりの設備投資をしながら大谷の浄水場、そして、清住の浄水場、さらには瞬時に濁度が5度以上、あるいは50度に達すると遮断して濁った水は入らないシステムが24時間、職員を含めて集中態勢をとっているところでございます。その点で申しますと、ある意味ではこの設備投資が良質でおいしい水を供給してきたという状況でもございますし、これは今後ともいかなる状況でも良い水を提供していく役割が水道事業者にはあるのだと。その点で言うと、今水道事業債というインフラ整備の比較的借りやすい企業債を借りながら今日まで運営しているけれども、その償還や利子が経営全体を圧迫しているということも事実ですから、ある意味では町民の皆さんに理解をいただきながらできるだけ負担の少ない無理のないご理解いただきながら、水道料金の改定を提案していかねばならない。その点で言いますと、工藤議員は2点のご質問を今いただいたところであります。

1点目であります。確かに、私どもの町の水道料金は高いと言われております。管内でも、何本かの指に入る水道料金である。しかし、この間もお話したとおり、本町の10?当たりの料金は平均で大体全道的に13%ほど高い。しかし、20?を起こしますとほぼ平均値にあたり、むしろ低いという。その点で言うと議員のおっしゃるように、平準化、広く使われている人に料金をむしろ安く、たくさん使う人は負担されたほうがするというのも含めて検討しなければいけないのではないかと。これはそのとおりだというふうに思いますが、ただここで注意しなければならないのは、例えば水を多く使う酪農家、それから地元企業等の水をあまりにも上がるといふことになると、逆に言うと産業振興という観点からいうとちょっと考えなければならぬということもありますから、いずれにいたしましても、ご指摘のとおり、水という命に関わる問題でございますので、慎重な検討をしてまいる考えでおりますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 水道の問題では、これでちょっと最後にしたいなと思うのですが、今町長からお答えがありましたから、これ以上のものないかとは思いますが、この問題をどういうふうに進めていくと。いわゆる健全化計画の実施も含めて進めていくかということが、やはり一番大事な中身になっていくのではないかなというふうに思っております。先ほど、前段の一般質問の中でも、確か触れられていたかと思うのですが、やはり今のこの財政状況をいろいろ勘案しながら、こういう事業も進めていかねばいけないという中であって、もう1つはやっぱり忘れてはいけないのは、やはり町長が最初のマニフェストの中でもそうですし、執行方針の中もおっしゃったように協働のまちづくりの問題。みんなでどう町をどうつくっていくのかという問題にもやはり関わる問題に、この取り扱いによっては、如何によってはやっぱり影響が出てくるのかなというふうにも思っています。そういう観点からやはりこういう問題については、十分多くの人たちの意見、あるいはその理解も得ながら、ぜひそういう形で進めていただきたいなと。また、進めるべきではないかというふうにも思っております。先ほどのお答えもそういうことでありましたので、

そのほかあればお答えをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は、町民の皆様の前ではプライバシーのこと以外は隠し事をしないというふうに努めておりますから、この間の議員協議会でもお話をさせていただきましたように、今は想定で計画の中で上げているのは3%もし水道料金上げたらという1つのフローチャーで担当はいろいろな検討してございます。3%上がったら水道会計全体でどのぐらいの金がうんぬんかということも数百万円、400万円ぐらいでしょうか。それは人口が減ったりとか、いろんなことがありますから、それであれば一般会計やいろんなところから金を持っていったら町民の負担持てなくてもいいのではないかと。まさに、そのとおりだと思いますし、その点で言うと、それがもし本当に許されるのかと。すなわち、一般会計からの繰り出しが増えるということでもいいのかということも含めて慎重な検討が必要だと。議員ご指摘のとおり、どういうふうに進めていくかということは私の町政の進め方の根幹に係わることでもありますから、慎重に検討し町民の皆さんに提案し、ご理解あるいはまたご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは次の質問に移っていきます。

次の質問は、品目横断的経営安定対策の実施による本町農業への影響ということと、もう1つのくくりで、いわゆる見通しについてという項目を設けておりますけれども、時間の関係もありますので一括してお答えをいただきたいと思いますというふうに思っております。

まず、はじめに、品目横断的経営安定対策実施による本町農業への影響についてなのですが、今農家は今年1年の経営の決算と来年に向けての準備に追われていますが、これまでになく重苦しい空気に包まれています。

これは、今年度から実施された品目横断的経営安定対策が、当初予想していた以上の深刻な影響を農家経営に与えているのが主たる要因ではないかと私は認識しております。

この品目横断的対策に係わって、次の点について町長の所見を伺います。

まず、1目でありますけれども、今年の本町農業の全生産高、これは当然推計も含むこととなりますけれども、この全生産高及び農家経営の収支状況をお伺いしたいと思います。

次に、2目ですが、品目横断的対策が本町の農業生産高及び農家個々の経営にどのような影響を与えているのか、これは1番ともちょっと関連はするかと思うのですが、品目横断的対策の影響を実数を持って把握している実態を伺っていききたいと考えております。

続きまして、大きなくくりのもう1つになります見通しの問題でありますけれども、ここでは絞って、農地の問題に入っていきます。

本町の場合、品目横断的対策が、農家経営への影響だけでなく、農業委員会が所管している農地保有合理化事業にも多大な影響が出てくると考えられます。よって、次の点について町長の考えを伺います。

まず、1つ目でありますけれども、農地の集積、規模拡大の大半がこの事業で進んできていますが、今年度以降の売り渡しの推移はどのようになっているのか。年度ごとにその件数、面積、金額について伺います。

続いて、2つ目でありますけれども、農業委員会や町でこの事業に対する影響などについて、どこまで実態の把握や対応について協議がされているのか伺います。

合わせて、ほかの市町村ではどうなっているのか、これも合わせて伺います。

3つ目でありますけれども、本町において、この事業が当初の計画どおりに貸し付け終了後に、農家が公社からの買い取りが進むと見ているのか、そういう見通しについても伺います。

4つ目でありますけれども、農地保有合理化事業に対して、この事業そのものに対して町の役割とか、責任というのは一体どのようになっているのか、これも最後にお伺いいたします。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 本年度から実施されました品目横断的経営安定対策による本町農業に対する影響についてお答えさせていただきます。

品目横断的経営安定対策につきましては、当初ははじめての専業農家対策であり、所得も現行水準が確保されるとの情報でありましたが、内容が固まるにつきまして所得の落ち込みは明らかとなり、平成16年から平成18年の平均と本年度の10月末の生産予測を反収などを補正して比較すると、小麦でおよそ12%、てん菜で5%の減少と計算しております。一方、過去実績が固定される中で、本町のように作付けがたまねぎにシフトした地域においては、逆に所得が増加する経営も存在して、個々の影響度にギャップが生じる制度となっているのも事実でございます。

1点目の「本年の全町農業生産額と個別経営状況」につきましてですが、10月末現在のJAの生産予測では、品目横断における緑ゲタ、黄ゲタを含めていきますと118億5,000万円で、前年度と比較すると6.7%の増となっております。これは、玉ねぎの収穫量の増加が要因となっております。個別で見ますと酪農で7、8割、畑作で4割程度の農業者につきましては、営農貯金の取り崩し等から何らかの対応を要する近年にない大変厳しい状況となっております。

2点目の「新対策が全町及び個々の経営に与える影響」に関するお尋ねでございますけれども、食用小麦及びてん菜につきましては、本町の平均面積を作付けし、過去面積も変わらないと仮定して生産額を試算しますと小麦4.77haで従来であれば371万円が新対策では328万円に、てん菜5.27haで従来であれば511万円が新対策では510万円になります。これを全町の本年度作付面積にあてはめると、食用小麦821haで従来であれば6億3,760万円が新対策では5億6,518万円、てん菜995haで従来であれば9億6,392万円が新対策では9億6,232万円となり、合わせて7,402万円の減少と試算されております。

個々の経営への影響につきましては、実数を持つての把握はできておりませんが、試算結果からも畑作3品を中心とした経営に与える影響は極めて大きいと認識しておりますし、制度改正については、管内町村会はもとより、きたみらい農協をはじめとして関係機関と連携し、今後も働きかけをしていく考えでございますのでご理解を賜りたいと思っております。

さらに、「品目横断的経営安定対策導入に伴う今後の見通し」について4点のお尋ねをい

ただきました。

まず、1点目の「今年度以降の農地保有合理化事業における、売り渡しの件数、面積、金額」について、年度別にとのことのご質問をいただきましたけれども、時間の関係上、再質問の中でお答えさせていただきますけれども、農地保有合理化事業につきましては、農業開発公社から農地の借り入れを受けて、5年後に売り渡しを受けます担い手タイプと、10年後に売り渡しを受けます長期育成タイプの2種類がございます。平成19年度以降、平成28年度までの10年間の合計ですけれども、件数で5年の担い手タイプが18件、10年長期育成タイプが142件の合わせて160件、面積で693ha、金額で19億9,053万6,000円でございます。

次に、2点目の「農地保有合理化事業に対する影響など」についてでございますけれども、品目横断的経営安定対策につきましては、平成19年度からスタートいたしました新政策でございますので、現在のところ農地保有合理化事業に対する影響が直接あるというふうには把握しておりませんし、対応についての現時点では協議をした経過はございません。

また、近隣の市町村に問い合わせましても、本町同様、直接的な影響が出ているとはまだ聞いておりませんが、自治体や農業委員会において協議がなされたということは今ありませんけれども、今後はこの品目横断的経営安定対策が続いていく場合は、少なからず、農地保有合理化事業に対する何らかの影響が出て来るのではないかと各市町村共通の認識をしているところでございます。今後の農業施策を見極めながら、市町村、農業委員会、農協が一体となって協議をする場が必要になると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

3点目です。「農地保有合理化事業において、計画どおり公社からの買い取りが進むかどうか」という質問ですけれども、農業開発公社から農業者が買い取る場合、農協のご理解とご協力によりまして、農業経営安定資金、すなわちL資金、農協独自の融資制度を活用し買い取りが行われていることから、今後も農業者にとって有利な融資制度を利用しながら、当初の計画どおり買い取りが進むと認識をしておりますけれども、この点についてもご理解を賜りたいと思います。

次に、4点目の「農地保有合理化事業に対する町の役割と責任」についてでございます。

農地保有合理化事業実施にあたりましては、町の役割及び責任につきましては、特別明確化されたものはございませんけれども、事業実施において、直接、農業者との対応や事務処理を行っております農業委員会や農協と連携しながら、農業者が経営規模拡大を図る上で、農地保有合理化事業を活用し、将来的に安定経営を行っていただけるよう、事業の円滑な推進に努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長する件は可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

工藤弘喜君。

5番(工藤弘喜君) それでは、時間も本当に限られてきて、非常にまだまだ質問があるのですけれども、次回にまた残った分は残すということで考えていきたいと思えます。

今、先ほど品目横断に係わってのその今年の経営状況についてお答えがありました。今聞いていまして、非常にこの数字のとらえ方というのは甘すぎるのではないかなというふうに思っています本当に実態をとらえていたのかということでもあります。特に、畑作経営に対する今置かれている状況が、今言われたようなその小麦で約12%、あるいはてん菜5%なんていう、そういう範囲ではないということは私は明らかだと思っています。

例えば、この品目横断に係わる前段の話も若干したいのですけれども、確かに品目横断とんでもない政策だと私は思っておりますけれども、このこれまでだって我々農家のほう、これはJAの努力も含めてなのですけれども、例えば農産物価格がどういうふうに推移してきたかという、概ね30年前の価格になっているのが平成18年度の価格帯なのです。

例えば、小麦だって平成18年度9,300円になっていますけれども、今から約27、8年前の価格と同じですから9,300円なんていうのは、手取りで。それからビートについて言っても、昭和50年の金額がもろもろのもの含めて1万6,000円です。昨年、平成18年度の価格というものは1万6,560円です、基準当分で。米においてもしかりです。ここらはもち米ということもありますから、一概に評価と言うか、見ることにはならないかもしれませんが、昭和50年で1万5,570円。こちら辺の昨年のもち米の手取りと言いますと1万1,000円、2,000円でないです。

そういう厳しい中であっても、営々として個々の生産者が努力しながら、そして、農協もいろんな形で様々な努力をしながらここまで来た。そして、その果てに何があったかといったら今回のこの品目横断なのです。その中において、その品目横断で例えば麦のこと1つだけを例にとりて見ても、その12%の減収なんていうものではないのだと思えます。これは確かに、今年度のきたみらい農協の品目横断に係わる説明資料の中には、そういったような数字も出されていますけれども、これだって大変な数字なのですけれども、その数字が実際したら我々が今年麦の販売代金と品代としてどうなっていくかという、確かに緑のゲタ、黄色のゲタがあります。それで助成金としてもらうのだけれども、いわゆるそのほかに麦の販売代として我々がもらうべきものがあります。これは農協として、60キ口、2,450円ぐらいを計算していたのですけれども、この品目横断の政策があったことによって、そこにかかったもろもろの様々な経費が約800円あまりかかるのですが、これはいろいろな形で国も見ている、様々なところで見ていたものが全額この制度の移行によって生産者負担になった。そうすることによって、麦は1,600円ぐらいの手取りにしかならないのです。この1,600円の麦というのは、今外国から輸入している飼用の麦です。その飼用の麦がキ口30円ですから、これ10月の値段で30円ですから今もう少し高くなっていると思います。それでいきますと、60キ口、1,800円です。その飼用の麦よりも安い食用の麦をつくっていてもならないという、そして、1,600円の麦が今年9俵ですよね、訓子府の平均でいくと。そういうものもろもろの計算すると、この12%なんていう数字では収まらなくなってくるというのが1つです。

それからもう1つ、ビートの問題でも5%なんていうのはとんでもないまやかしののです。言葉が悪いかもしれませんが、非常に甘いのです。ということは、品目横断の中で、このいわゆる不十分ながらも品目横断の政策に該当してお金がもらえるのは、ビー

トをつくった買い上げのうちの94.6%しかこの制度の対象に乗らないと。残ったものについては、もしかしたら手出しも含めて全道共計の中で、来年生産されるような仕組みになってくるのです。そういうことのもろもろのことを考えると、4,000円のビートになるのか、5,000円のビートになるのか、7,000円のビートになるのかわからない。今の1万6,600円あるいは500円のビートがね。そういう中であって、問題は今も大事ですけども、先ほどから言っている品目横断絡みが何で言うかといったら先の問題なのです。そのときに、我々が3年後にこの見直しは3年後までしないと。今、確かに政府与党のほうでもあまりにもひどいだからという声もあって若干の手直しをしているけれども、枠組み、フレームは変えようとしません。これはなぜかといったら、あとでもちょっと話はしたいのだけれどもいろいろあります。そういう中であって、3年後おそらく私も農地保有合理化事業でちょっと調べた中で、例えばこの事業の見直しが入るまでの間というのが平成20年です。平成21年度のときの売り渡し、この農地合理化事業でいくと12件の件数で面積にして47町3反、金額にして1億3,000万円ですが、そういう平成21年度には売り渡しが出てくると。その見直しもないこのような状況の中で、3年間辛抱してがんばって土地を買わなければならないといったときに、本当に買えるような体力になっているかということなのです、農家の人たちが。そこには当然、そういう事業で規模拡大・集積をやっているところには後継者もいるのです。だからこそ、そういう無理してでもやってきたという中であって、本当にこの品目横断に対する影響をどう見るかということが、非常に大事になってくるのではないかなと思います、そういうことから考えると。その点についていかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 試算が非常に甘すぎるというような意見で、あえて別に甘くつくったわけではないのですが、あくまでも今の段階でできるのは10月末時点のJAの生産予想しか出てないものですから、それであくまでも12%と5%という数字については、その生産額に基づいて平成16年から平成18年までの平均。その部分を今回小麦については特になのですが、確かに生産額全体でいったら20%減っているのです、去年から比較して。それでも反収自体も減っていると。そのような影響もございますので、おそらく品目横断だけによる影響というのがどれだけかというのは、なかなかちょっと試算するのが難しいのですが、それをあくまでも今年の反収にその平成16年から平成18年までの当てはめた中でのその生産額の差というのが12%と5%だということで、今ある中の資料で当然したということです。

それで、てん菜についても、当然全道共計になったということも私も承知していますが、今時点の10月末時点の生産予測ということで実施した試算だということで、これははっきりしたらちゃんともう1回きちっと試算したいと思いますので、そこら辺はご了承いただきたいと思いますが、それと工藤議員言われたとおり、1,100億円の追加支援をしなければ、再生産すらできないという制度についてはやはり相当問題があると、そういう認識は持っています。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） ちょっと申し訳ないのですが、やはりこれだけ周りが農家の人たちが「大変だな」と思い始めたのは、確かに農家も最初はそう思っていなかったの

です。JAもそう思っていなかったと思うし、品目横断やれば北海道のための政策だということで、北海道にとって有利になるのではないかなんてそういう思いもあったのも事実かもしれません。だけれども、これは「何か変だな」と思い始めたのが10月ぐらいからで、麦の収穫が終わってからです。そのときに、どんどんどん営農計画書も立てなければならぬ、決算もしなければならぬといって、周りが多少見えていたのではないかなと思います、役場の方たちも、町長も含めて。そういったときに、やはりいち早く実態をとらえると言うか、できるだけそういう努力というのは、やっぱり欠かすことができないのではないかなという気がするのです。これは個々の経営の問題だけではなくて、町税収入という問題も含めて、町の将来も含めて考えなければいけないことですし、もちろん当然それ以上に個々の農家経営、農家の生活を守るという立場からいっても、それをやらなければ、町長がやらなければなかなか国だって動かないのです。聞かないところもあるのです。やっぱりそういう部分も含めて、非常に問われてきているのではないかなというふうに思っております。いずれにしても、あまりにもこの影響というのが、私のこの過大な考え方、思い過ぎではないかと問われればそれはそれに越したことはないのですけれども、周りの状況を見ていますと非常に影響を与えているというところで質問しているところ です。

それともう一つ、その玉ねぎのシフトの問題。いわゆるお金が取れているからいいという問題がありますけれども、いろんな人たちに聞きまして、玉ねぎ家さんにも聞きました。いろんな話が出ています。あまり玉ねぎ家さんにしたら、今年から玉ねぎの概算金も減ってきています、昨年から見ると。これは何かと言ったらやっぱり面積が増えたとか、なかなか高く売れないとか、そういう問題もあるからかなと思うのですが、玉ねぎ家さんにしてみても、「畑作がこんなになって、玉ねぎが増えてもらっても困るんだ」、いわゆる需給のバランスの問題です。ちゃんと見る人たちはやっぱり見ているのです。「畑作も一定の割合でお金をとってもらって生活してもらって、そして、玉ねぎもあるから玉ねぎもやっていける」というそういうことをやはりぜひ言ってくれと。「訓子府と言え玉ねぎだから玉ねぎつくっているから金あるだろう」と「農家、大した困っていないのではないか」という思いが町の中にないか」というのは実際に言われたのです。総体で見たら豊かに見えるけれども、でもそうはなっていないと。それもいずれ玉突きで、畑作の玉突きで危なくなっていくということもやっぱり現実にあるということを知っていただきたいというふうに思っています。この点について、再度ちょっと町長のお考えを聞きたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 品目横断に対する影響と、この持っている矛盾については、網走管内の町村会を含めて、私だけではなくて非常に極めて問題だということを含めて、採算政府にも、それから政権党であります自由民主党にもこれは申し上げているところでございます。私どもの分析が甘いか甘くないかは、これは今後より確かなものにしていかなければならないということですが、そうした全国的な世論を受けて、制度の改正までは至りませんが、政府はこの12日に農家支援に1,100億円の計上をしていると。しかし、抜本的な制度の見直し等についてはまだ言及していないということですし、昨日の道新を見ましても、長沼町の例を取りながら小麦の状況がひどいと。それから、きたみらい農協の実態についても極めてひどいという状況がこれは明らかになってきていること

ですから、あらためて私自身も今後の関係機関とともに強く要請活動を展開してまいりたいと。とりあえず、22日の民主党の懇談会がございますから、そこからも含めて、いろんな問題を含めて、訴えてまいりたいと思うますので、さらに一層農家の皆さんも議員も、あらゆるところでそういう声を上げていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） もう終わりますね。

それではちょっと一言だけ、申し訳ないです。2、3分、いいですか。

一番言いたいのは、やはりこの品目横断と言うか、今回のこういう政策をどう見るかだと思うのです。この政策の前提がWTOだったです、国が言ったのは、WTOがあって国際ルールが厳しくなるからこういう政策をして、いわゆる生産抑制政策です。ものを取るなという政策です。取ったらダメだという政策なのです。わかりやすく言うと。そういう抑制政策をとらなければ、国際社会の中で生きていけない。それがWTO体制なのです。だけれども、一昨年のWTOがどうなっていたかと。一昨年以降、ある意味破たん状態なのです。それは何かと言ったら、WTOを構成している120以上の国々が、その4分の3を超える国々が、やはりこういう農産物を商売の道具にしてどうだこうだと、世界は多国籍企業という形でまたにかけてやって、我々の地域が、国がどうなっていくのかという、そういう現実に突き当たってきていると。そういう中であって、WTOそのものがもう会議が成功すらしなくなってきたのです。そういういわゆる後進国とか、これからがんばらなければならないという国々が「やっぱりこれではダメだ」という、そういう思いに立ってきている。そういう中であって、日本がこの破たんしかかっているWTOに乗かったこういう政策をあえてして、世界から孤立するようなことをして、本当にいいのかという問題です。そこら辺の認識が、やっぱり町長としてもぜひもってもらいたいと。やっぱりもっと大きなスケール。WTOをどう見るかというスケールでもやっぱり、そして、世界流れの中でこの果たしている役割といのは、果たしていいのかどうかという問題も含めて問題を言っていないと、政府自民党だって民主党だってなかなか打開する道にはなっていないと、手直しで終わってしまうということになりはしないかということを最後に訴えて、私の質問といたします。

議長（橋本憲治君） 町長、時間的に無理です。すみません。

以上をもちまして、工藤弘喜君の質問が終わりました。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） 以上で、本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時からです。

散会 午後 4時12分